

朝日町都市計画マスタープラン

平成21年3月

三重県朝日町

〔目 次〕

1. 都市計画マスタープランの意義と役割

- (1) 都市計画マスタープランとは・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- (2) 都市計画マスタープランの策定・・・・・・・・・・・・ 1
- (3) 都市計画マスタープランが担う役割・・・・・・・・・・ 1
- (4) 都市計画マスタープランの構成・・・・・・・・・・・・ 1

2. 都市マスタープラン見直しの趣旨

- (1) 都市計画マスタープラン見直しの背景・・・・・・・・ 2
- (2) 都市計画マスタープランの目標年次・・・・・・・・ 2
- (3) 都市計画マスタープラン見直しの基本的な考え方・・・・ 2
- (4) まちづくりの方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- (5) まちづくりの方向・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- (6) 将来目標像・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

3. 都市の構造と動向分析

3-1 現況指標等

- (1) 人口、世帯数・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- (2) 産業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- (3) 通勤・通学流動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
- (4) 土地・建物利用状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
- (5) 交通体系・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18
- (6) 都市施設の整備状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20

3-2 都市形成の推移と現状

- (1) 市街地の形成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22
- (2) 交通網の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23
- (3) 土地利用規制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24

3-3 将来フレームの設定

- (1) 人口・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 30
- (2) 産業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 33
- (3) 土地利用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 41

4. 都市づくりにおける問題点と課題	
（１）問題点の抽出	45
（２）課題の整理	48
 5. 将来の都市構造	
（１）将来都市構造	50
 6. 土地利用の方針	
（１）市街化区域の土地利用	53
（２）市街化調整区域の土地利用	54
（３）幹線道路沿道空間の活用	55
（４）地区計画の活用	55
 7. 都市施設の整備の方針	
（１）交通施設の整備方針	57
（２）河川及び排水路の整備方針	58
（３）公園緑地の整備方針	58
（４）上下水道の整備方針	59
（５）自然環境及び都市景観形成の方針	59
（６）都市防災の方針	60

1. 都市計画マスタープランの意義と役割

(1) 都市計画マスタープランとは

都市計画マスタープランは「都市計画法第18条の2」に規定される「市町村の都市計画に関する基本的な方針」であり、都市の発展の動向、都市計画区域における人口・産業の現状及び将来の見通し等を勘案して、長期的視点に立った都市の将来像を明確にするとともに、その実現に向けての大きな道筋を明らかにする都市計画の基本的な方向性を示すものです。

(2) 都市計画マスタープランの策定

計画の策定にあっては、住民参加の下に多様化・高度化しつつある住民ニーズを地域固有の自然・歴史・生活文化・産業等の地域特性を踏まえた都市づくりの目標に反映・体系化し、各課題に対応した土地利用・都市施設・市街地開発事業等の具体的な都市計画を策定します。

(3) 都市計画マスタープランが担う役割

都市計画マスタープランは「朝日町総合計画」等の上位計画を受け、都市計画の考え方を示す事によって、地域住民の理解を得る根拠となる。

また、土地利用が伴うまちづくりに関する各種計画と調整を図るとともに、個々の土地利用規制や各種事業の都市計画決定、変更の指針となります。

(4) 都市計画マスタープランの構成

都市計画マスタープランは「全体構想」と「地域別構想」から構成されることが考えられるが、本町では、先ず町全体の将来像である「全体構想」を示したうえで、今後は必要に応じ、地域や地区単位でのより詳細な内容の「地域別構想」を策定していくこととしています。

2. 都市マスタープラン見直しの趣旨

(1) 都市マスタープラン見直しの背景

当町では、平成7年度を初年度とし、平成27年度を目標年度とする朝日町都市マスタープランを策定しました。

将来目標像を

天神山から降りて来て東海道を夢想をつないだ

古代以来の歴史と文化に囲まれて

一人ひとりが自己実現できる住まうまち “Dwelling—Town 朝日”

と設定し、まちづくりを進めてきました。

この間、人口減少社会の到来と急激な高齢化の進展、近年の災害の増加や被害の甚大化の傾向、今世紀中頃までに発生が危惧されている、東海・東南海、南海等の大地震、地球温暖化が進行し温室効果ガス排出削減等の温暖化対策が急がれる状況など、社会経済状況等に大きな変化がありました。

また当町では、平成16年に町民による単独町政の選択、近年では土地区画整理事業による急激な人口増加があります。

そのため、策定から10年以上経過した都市マスタープランの見直しを行い、「自律の道」を維持継続、さらなるまちの発展を目指していくことが重要であります。

(2) 都市マスタープランの目標年次

長期的な視野に立った計画の策定を目指すため、第4次朝日町総合計画（以降「総合計画」という。）と整合を図り、平成37年を目標年次とします。また、三重県都市マスタープランとも調整を図ります。

ただし、時代の変化に即応するため、計画期間内において社会経済情勢などに大きな変動が生じ、計画内容に著しい実態とのずれを生じた場合は、適宜修正または見直しを行うものとします。

(3) 都市マスタープラン見直しの基本的な考え方

朝日町では、自律への道を進むにあたって、行財政改革と都市経営の視点にたち、都市マスタープランの見直しに取り組む必要があります。

そこで、朝日町は5.99km²と限られた行政区域の中で、丘陵地の土地区画整理事業による人口増に対応するまちづくりと農地や山林等の自然環境との調和を図りつつ、市街地内に点在する遊休地など活用した効率的な土地利用を検討するとともに、住宅をはじめ、商業、医療、福祉、教育、娯楽等の多様な用途が集積した複合的な土地利用を実現することにより、より身近な地域で日常生活が出来るような市街地形成を目指す

めのまちづくり戦略を立案する必要があります。

また、行財政改革や都市経営の視点から国の三位一体改革により地方交付税等の削減は避けられない状況の中で、朝日町の財政を支えるには、主に人口の増加による税収と企業からの税収であり、産業構造の変化を踏まえつつ、新たに期待される産業への企業誘致についても土地利用計画との整合を図り、都市経営としてまちづくりのあり方を示す指針として、都市計画マスタープランの見直しを行います。

(4) まちづくりの方針

将来の都市構造を踏まえ、自律に向けた20年後のあるべき姿を達成するための戦略として、都市全体における、土地利用の方針、都市施設の整備方針により全体構想としてとりまとめをしています。

(5) まちづくりの方向

朝日町のまちづくりの方向は、引き続き次のように設定します。

①「郷土性豊かなまち」

「本町の固有文化を活かした場所・質・量に関する計画的で適正な土地利用と、循環施設の整備によって、自分を発見し得る原風景を留めた都市空間・生活空間を形成するまちづくり」

②「人と人が交感し合えるまち」

「多世代の町民同士・町民と来訪者・来訪者同士が、楽しい時でも悲しい時でも一緒に感じ合えるまちづくり」

③「各種産業が多元的に活気みなぎるまち」

「異質な特徴を有する各種産業が多元的に活気を共有しうる関係を創造するまちづくり」

④「愛着と安らぎが漂うまち」

「町民が愛着と安らぎが漂うゆとりある生活を送れる自然共生型のまちづくり」

（６）将来目標像

第４次朝日町総合計画では、「住みよさの魅力輝く歩みのまち」の形成を目標とし、また、時代は少子高齢化社会を迎え、よりやさしさや暮らしやすさが求められる社会となっています。

そこで本町の特徴である豊かな自然環境や歴史的環境を活かし、限りある町域においてより住みよい空間を創っていくことを念頭に、将来都市像を次のように設定します。

小さくとも光り（朝日）輝くいきいきタウン

3. 都市の構造と動向分析

3-1 現況指標等

(1) 人口、世帯数

① 人口、世帯数の推移

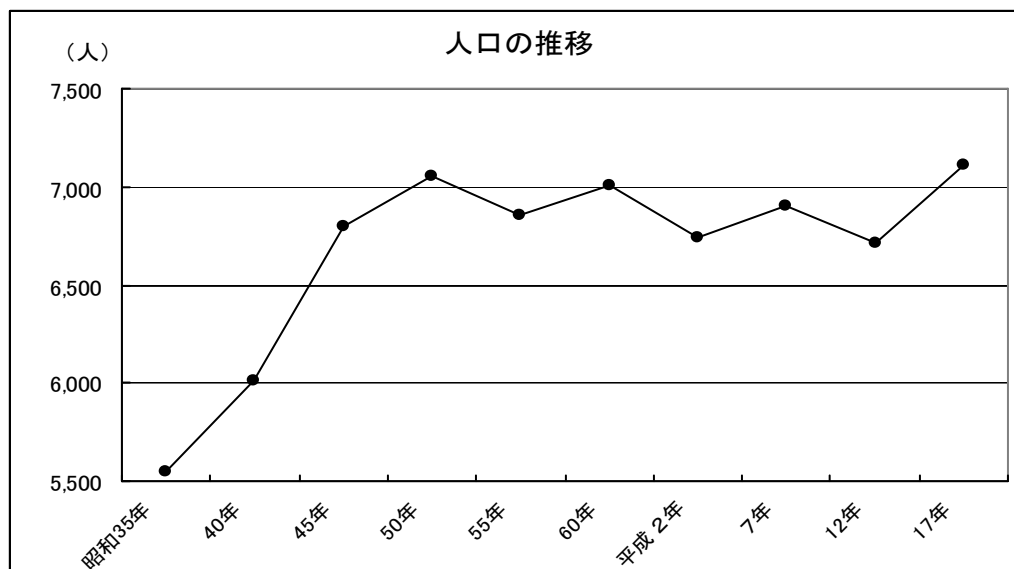
- ・平成 17 年国勢調査では、人口 7,114 人、世帯数 2,529 世帯、1 世帯当たり人員 2.81 人となっている。
- ・人口の推移は、昭和 50 年以降、増減を繰り返す特異なパターンである。
- ・土地区画整理事業 2 地区のビルドアップが進捗しており、平成 12 年～17 年には大きく増加し、人口増加率は三重県の第 2 位である。
- ・世帯数の推移は、人口の増減にもかかわらず一貫して増加しており、1 世帯当たりの人員は大きく減少している。

■人口・世帯数の推移

	人 口 (人)	増加率 (%)	世帯数 (世帯)	増加率 (%)	1 世帯当たり人員 (人/世帯)
昭和 35 年	5,543	—	1,166	—	4.75
40 年	6,011	8.4	1,366	17.2	4.40
45 年	6,800	13.1	1,665	21.9	4.08
50 年	7,059	3.8	1,791	7.6	3.94
55 年	6,851	△ 2.9	1,887	5.4	3.63
60 年	7,003	2.2	2,007	6.4	3.49
平成 2 年	6,744	△ 3.7	2,010	0.1	3.36
7 年	6,900	2.3	2,242	11.5	3.08
12 年	6,716	△ 2.7	2,302	2.7	2.92
17 年	7,114	5.9	2,529	9.9	2.81

注) △は減少

資料：国勢調査



② 人口構成

- ・近年は次のように少子高齢化が進展しているが、今後は土地区画整理事業2地区への転入人口により、生産年齢人口及び年少人口の増加が見込まれる。
- ・年少人口（15歳未満）は、平成12年まで人口及び比率とも減少していたが、平成12年～17年には増加に転じた。
- ・生産年齢人口（15歳～64歳）は、変動があり一定の増減傾向にはない。
- ・老年人口（65歳以上）は、人口及び比率とも増加し、平成12年には年少人口を上回り、平成17年には20%に達した。

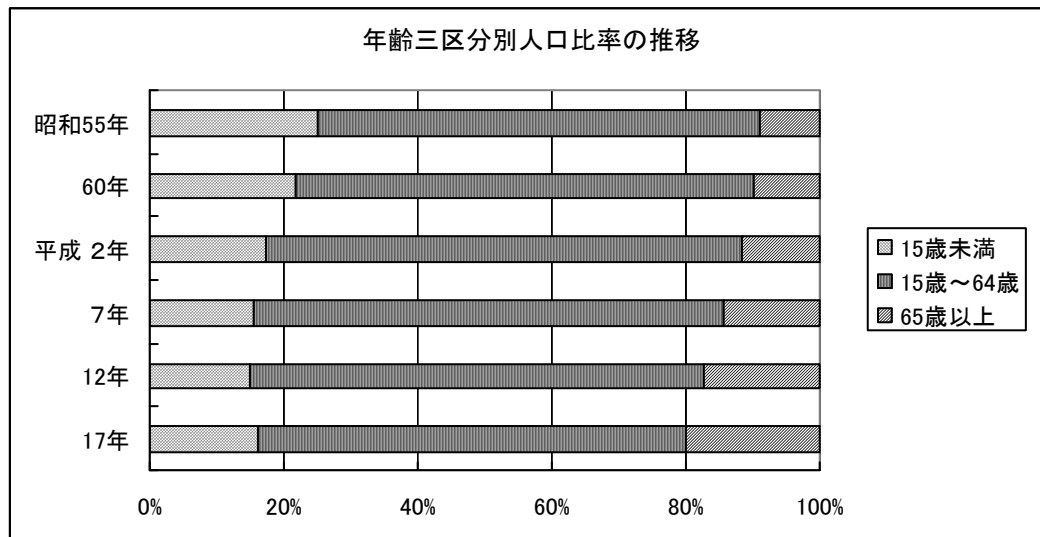
■年齢三区分別人口の推移

単位：人、％

	総 数	15歳未満		15歳～64歳		65歳以上	
		人 口	比率	人 口	比率	人 口	比率
昭和55年	6,851	1,729	25.2	4,510	65.8	612	9.0
60年	7,003	1,522	21.7	4,783	68.3	698	10.0
平成2年	6,744	1,175	17.4	4,789	71.0	780	11.6
7年	6,900	1,060	15.4	4,846	70.2	991	14.4
12年	6,716	1,003	15.0	4,546	67.7	1,162	17.3
17年	7,114	1,138	16.0	4,536	63.8	1,431	20.1

注）三区分別人口の合計は、年齢不詳が含まれず総数と一致しない場合がある。

資料：国勢調査



(2) 産 業

1) 就業人口

① 産業別就業者数（常住地ベース）

- ・就業者総数は、昭和 55 年から増加してきたが、平成 7 年～12 年は減少し、12 年～17 年は横ばいとなっている。
- ・第 1 次産業就業者は、急激に減少し就業者も僅かである。
- ・第 2 次産業就業者は、平成 2 年まで過半を占めていたが、立地企業の動向に左右され、平成 7 年～17 年に大きく減少している。
- ・第 3 次産業就業者は増加傾向にある。第 2 次産業の減少もあり平成 12 年には過半を占め、平成 17 年まで増加し続けている。

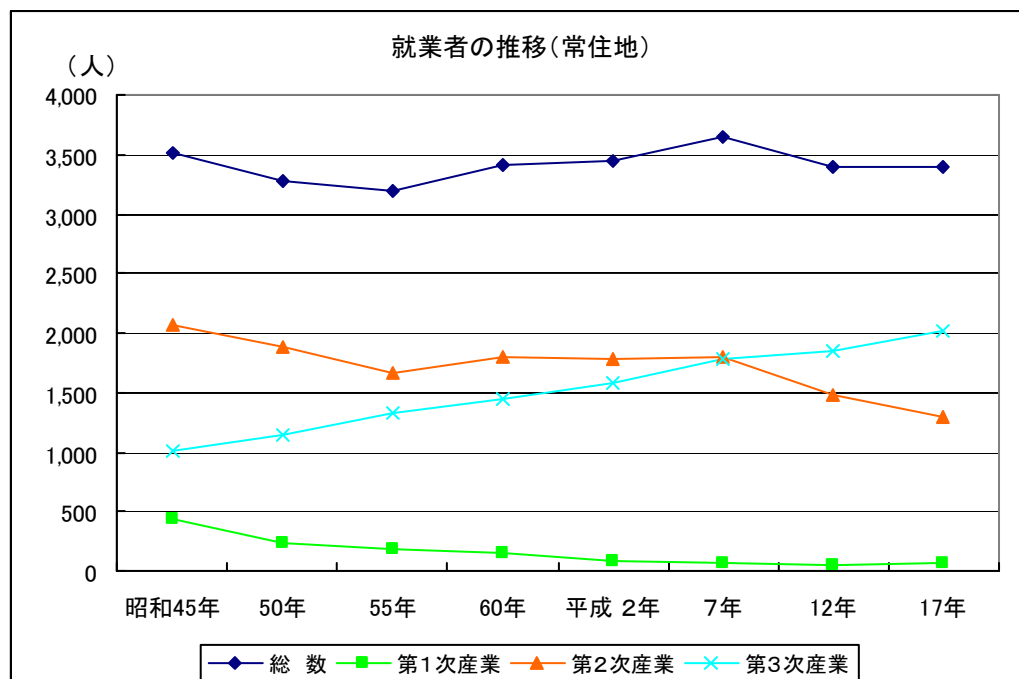
■産業大分類別就業者数の推移

単位：人、％

	総 数	第 1 次産業		第 2 次産業		第 3 次産業	
		就業者	比率	就業者	比率	就業者	比率
昭和 45 年	3,510	431	12.3	2,066	58.8	1,013	28.9
50 年	3,274	243	7.4	1,875	57.3	1,151	35.2
55 年	3,185	185	5.8	1,662	52.2	1,331	41.8
60 年	3,408	157	4.6	1,791	52.6	1,448	42.5
平成 2 年	3,442	88	2.6	1,775	51.6	1,576	45.8
7 年	3,648	73	2.0	1,795	49.2	1,779	48.8
12 年	3,393	55	1.6	1,484	43.7	1,845	54.4
17 年	3,402	68	2.0	1,296	38.1	2,010	59.1

注）総数には分類不能含む。

資料：国勢調査



② 産業別就業者数（従業地ベース）

- ・就業者総数は、昭和 60 年～平成 7 年のほぼ一定の状態から、平成 7 年からは減少している。
- ・第 1 次産業は、急激に減少し就業者も僅かである。
- ・第 2 次産業は、本町の基幹産業であり比率は高いものの、昭和 60 年から就業者数、比率とも減少傾向にある。
- ・第 3 次産業は、就業者数、比率とも徐々に増加している。

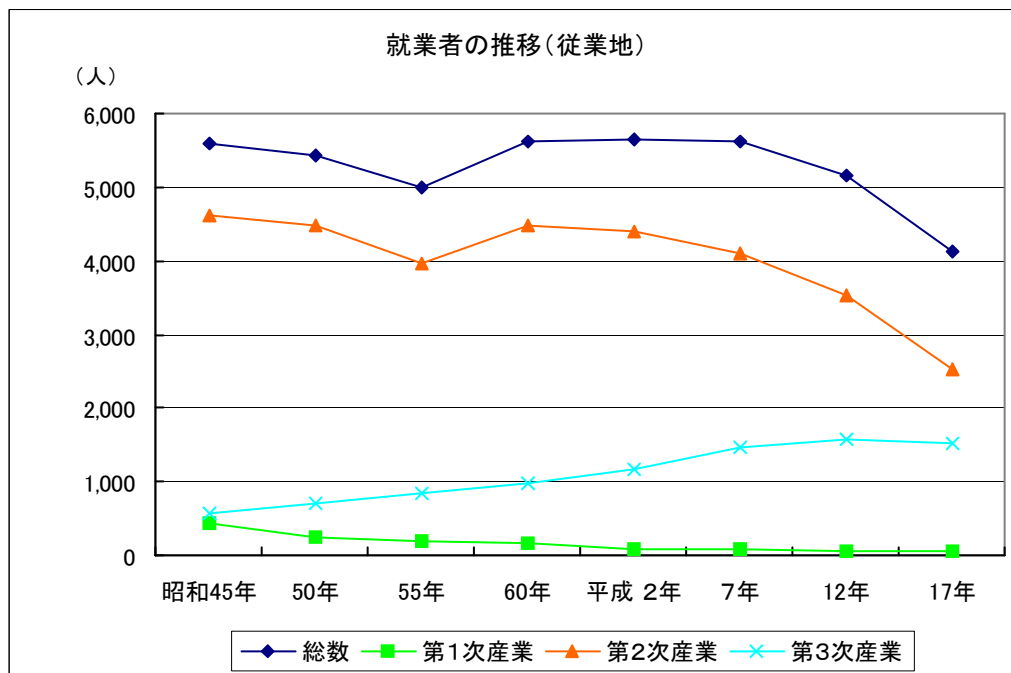
■産業大分類別就業者数の推移

単位：人、％

	総 数	第 1 次産業		第 2 次産業		第 3 次産業	
		就業者	比率	就業者	比率	就業者	比率
昭和 45 年	5,604	431	7.7	4,615	82.3	558	10.0
50 年	5,426	241	4.4	4,485	82.7	697	12.8
55 年	4,994	185	3.7	3,971	79.5	832	16.7
60 年	5,616	154	2.7	4,479	79.8	972	17.3
平成 2 年	5,659	87	1.5	4,411	77.9	1,159	20.5
7 年	5,633	73	1.3	4,088	72.6	1,466	26.0
12 年	5,158	57	1.1	3,525	68.3	1,567	30.4
17 年	4,136	66	1.6	2,516	60.8	1,526	36.9

注）総数には分類不能含む。

資料：国勢調査



2) 農 業

- ・本町の農業は、平坦地における水稻を中心に行われている。
- ・農家数と経営耕地面積について昭和 55 年～平成 17 年の変化をみると、農家数 336 戸→177 戸（約 47%減少）、経営耕地面積 182ha→80ha（約 56%減少）といずれも大きく減少しており、産業基盤としては後退している。
- ・農業産出額（旧：農業粗生産額）は、昭和 60 年の約 2.9 億円をピークに、平成 17 では約 1.5 億円と減少（半減）している。
- ・農用地については、生産基盤であるとともに、近年は環境保全や景観形成等の環境要素として重要視されている。

■農業の状況

	農 家 数 (戸)				経営耕地面積 (ha)			
	総 数	専 業	第 1 種 兼 業	第 2 種 兼 業	総 数	田	畑	樹園地
昭和 55 年	336	18	29	289	182	133	14	35
60 年	313	21	20	272	174	129	12	33
平成 2 年	274	17	23	234	149	115	12	21
7 年	256	28	14	214	141	115	9	17
12 年	233	14	7	107	110	87	8	15
17 年	177	13	9	54	80	71	4	6

注) 平成 12 年の専業、兼業農家数は販売農家のみの数値

資料：農林業センサス

■販売・自給的農家数の推移

	総 数	販売 農家	自給的 農家
平成 2 年	274	174	100
7 年	256	146	110
12 年	233	128	105
17 年	177	76	101

資料：農林業センサス

■農業産出額の推移（旧：農業粗生産額）

単位：百万円

	昭和 55 年	昭和 60 年	平成 2 年	平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年
農業産出額	271	294	245	246	205	150

資料：三重農林水産統計年報

3) 工 業

- ・本町の工業は、電気機械、金属製品、一般機械などの企業が進出し、北勢圏域における工業の一翼を担っている。
- ・事業所数、従業者数は近年減少傾向にあり、製造品出荷額等は大規模事業所の動向に左右され非常に変動が激しく、平成12年（11年～13年）は特殊な要因が考えられる。

■工業の状況

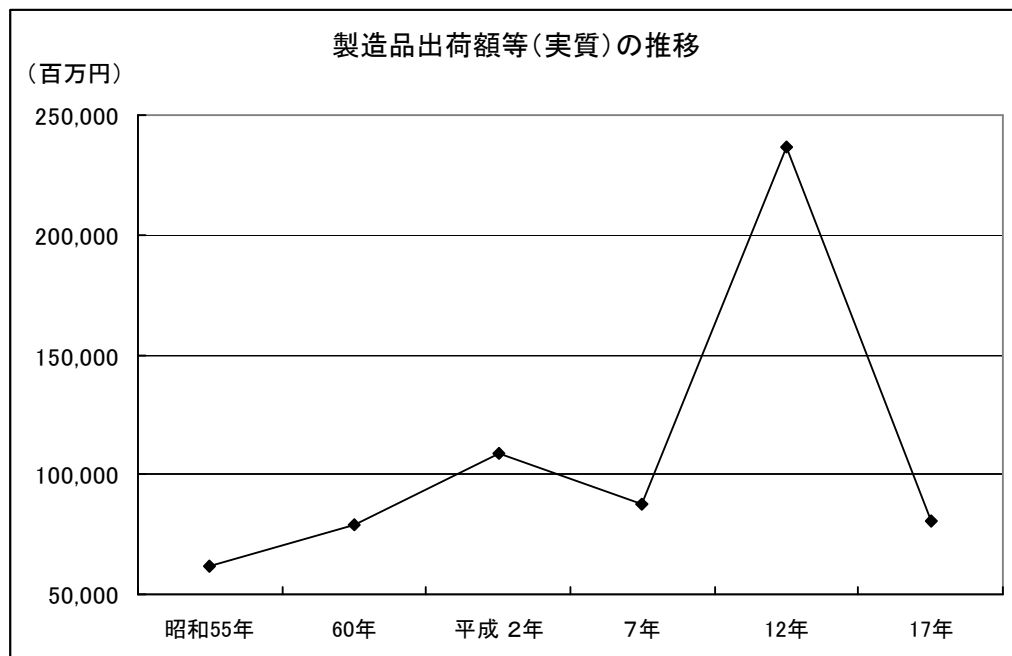
	事業 所数	従業者数 (人)	製造品出荷額等(百万円)			
			名 目	デフレーター	実 質	従業者1人当 たり(実質)
昭和55年	43	3,707	70,328	113.4	62,018	16.73
60年	41	3,955	90,106	114.0	79,040	19.98
平成2年	45	3,916	117,489	108.3	108,485	27.70
7年	42	3,549	91,629	104.1	88,020	24.80
12年	44	2,685	236,697	100.0	236,697	88.16
17年	38	2,180	78,679	97.7	80,531	36.94

注) 1. 従業者4人以上

資料：工業統計表

2. 平成17年は速報値

3. デフレーターは、平成12年を100とする「国内企業物価指数」



■近年の工業推移（従業者４人以上）

	事業所数	従業者数 (人)	製造品出荷額等 (百万円)	従業者１人当たり 出荷額等(万円/人) (名目)
平成７年	42	3,549	91,629	2,582
８	42	3,333	92,744	2,783
９	42	3,195	97,066	3,038
10	43	2,869	82,240	2,867
11	44	2,951	195,797	6,635
12	44	2,685	236,697	8,816
13	38	2,359	190,432	8,073
14	36	1,760	48,613	2,762
15	38	1,938	60,856	3,140
16	36	2,041	78,286	3,836
17	38	2,180	78,679	3,609

注）平成１７年は速報値

資料：工業統計表

■産業中分類別事業所数等（平成１６年） 単位：人、百万円

	事業所数	従業者数	製造品出荷額等
総 数	36	2,041	78,286
食 料 品	1	10	x
飲 料 ・ た ば こ	1	11	x
繊 維	2	28	x
衣 料	2	46	x
木 材 ・ 木 製 品	—	—	—
家 具 ・ 装 備 品	—	—	—
パ ル プ ・ 紙	—	—	—
印 刷	1	8	x
化 学	—	—	—
石 油 ・ 石 炭	—	—	—
プ ラ ス チ ッ ク 製 品	—	—	—
ゴ ム 製 品	—	—	—
皮 革	—	—	—
窯 業 ・ 土 石	—	—	—
鉄 鋼	3	105	1,071
非 鉄 金 属	2	30	x
金 属 製 品	3	321	11,645
一 般 機 械	7	335	9,479
電 気 機 械	10	1,020	43,838
情 報 通 信 機 械	—	—	—
電 子 部 品	2	78	x
輸 送 機 械	2	49	x
精 密 機 械	—	—	—
そ の 他	—	—	—

資料：工業統計表

4) 商 業（飲食店除く）

- ・本町の商業は、国道1号沿いに沿道型商業施設が立地するほかは、商業施設が集積する商業ゾーンは形成されていない。
- ・商店数、従業者数は平成3年をピークに、商品販売額は平成9年をピークに、それぞれ減少傾向にある。

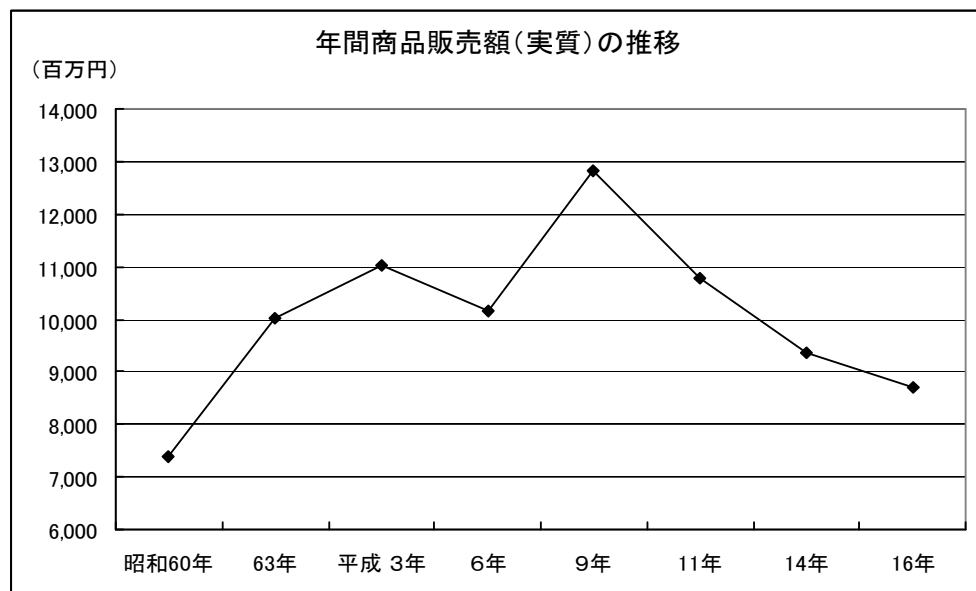
■商業の状況（飲食店除く）

	商店数	従業者数 (人)	年間商品販売額(百万円)			
			名 目	デフレーター	実 質	従業者1人当たり(実質)
昭和60年	79	320	6,349	86.1	7,374	23.0
63年	79	338	8,743	87.3	10,015	29.6
平成3年	83	531	10,487	95.1	11,027	20.8
6年	82	470	10,019	98.6	10,161	21.6
9年	80	441	12,861	100.4	12,810	29.0
11年	65	453	10,865	100.7	10,789	23.8
14年	69	479	9,207	98.4	9,357	19.5
16年	68	434	8,529	98.1	8,694	20.0

注) 1. 平成11年、16年は簡易調査

資料：商業統計表

2. デフレーターは、平成12年を100とする「消費者物価指数」



(3) 通勤・通学流動

- ・平成 17 年国勢調査によると、流出総数 2,535 人、流入総数 3,011 人で、476 人の流入超過である。
- ・大規模事業所の立地から就業者では 734 人の流入超過である一方、高等教育機関が立地しないため通学者は 258 人の流出超過である。
- ・市町別では、当然のことながら隣接市町間の流動が主となっており、流入では四日市市（流入総数の約 33%）、桑名市（同約 29%）、川越町（同約 10%）の順、流出では四日市市（流出総数の約 34%）、桑名市（同約 23%）、名古屋市（同約 16%）、川越町（同約 8%）の順となっている。
- ・名古屋市への流出は、鉄道駅が 2 駅設置されているなど交通利便性の高さが寄与しているものと考えられる。

■通勤・通学流動（平成 17 年）

単位：人

流 出				流 入			
	総 数	就業者	通学者		総 数	就業者	通学者
町常住就業者・通学者	3,724	3,402	322	朝日町で従業・通学	4,200	4,136	64
朝日町で従業・通学	1,189	1,135	54	朝日町に常住	1,189	1,135	54
他市町村で従業・通学	2,535	2,267	268	他市町村に常住	3,011	3,001	10
四日市市	861	775	86	四日市市	1,002	1,001	1
桑名市	581	537	44	桑名市	878	874	4
名古屋市	411	357	54	川越町	290	290	-
川越町	213	191	22	いなべ市	148	147	1
いなべ市	79	74	5	東員町	135	135	-
鈴鹿市	50	41	9	鈴鹿市	123	122	1
東員町	46	46	-	菰野町	112	112	-
菰野町	33	30	3	津 市	47	47	-
津 市	38	30	8	亀山市	19	18	1
他三重県	29	29	-	河芸町	16	16	-
他愛知県	169	137	32	他三重県	41	41	-
その他県	25	20	5	愛知県	114	113	1
				その他県	86	85	1

資料：国勢調査

(4) 土地・建物利用状況

1) 土地利用

① 市街化区域

- ・市街化区域 274.5ha のうち宅地が約 52%（住居系 24%、商業系 7%、工業系 21%）を占め、非宅地が約 48%（農地 12%、山林・原野 15%、その他 22%）である。
- ・農地及び山林・原野を除く都市的土地利用は約 73%となっている。
- ・残存農地面積は約 32ha
- ・国勢調査による D I D 地区（人口集中地区）はない。

② 市街化調整区域

- ・市街化調整区域 324.0ha のうち宅地が約 4%（住居系 2%、商業系 1%、工業系 2%）、非宅地が約 96%（農地 49%、山林・原野 31%、その他 16%）
- ・農地及び山林・原野を除く都市的土地利用は約 21%となっている。

■区域別土地利用状況

単位：ha、%

		都市計画区域		市街化区域		市街化調整区域	
		面積	比率	面積	比率	面積	比率
宅地	住居系	71.02	11.8	65.11	23.7	5.91	1.8
	商業系	21.98	3.7	20.00	7.3	1.98	0.7
	工業系	62.87	10.5	56.63	20.6	6.24	1.9
	小計	155.87	26.0	141.74	51.6	14.13	4.4
非宅地	農地	189.15	31.6	32.09	11.7	157.06	48.5
	山林・原野	141.27	23.6	41.05	15.0	100.22	30.9
	その他	112.21	18.8	59.62	21.7	52.59	16.2
	小計	442.63	74.0	132.76	48.4	309.87	95.6
合計		598.50	100.0	274.50	100.0	324.00	100.0

資料：平成 14 年度都市計画基礎調査

■区域別都市的土地利用状況

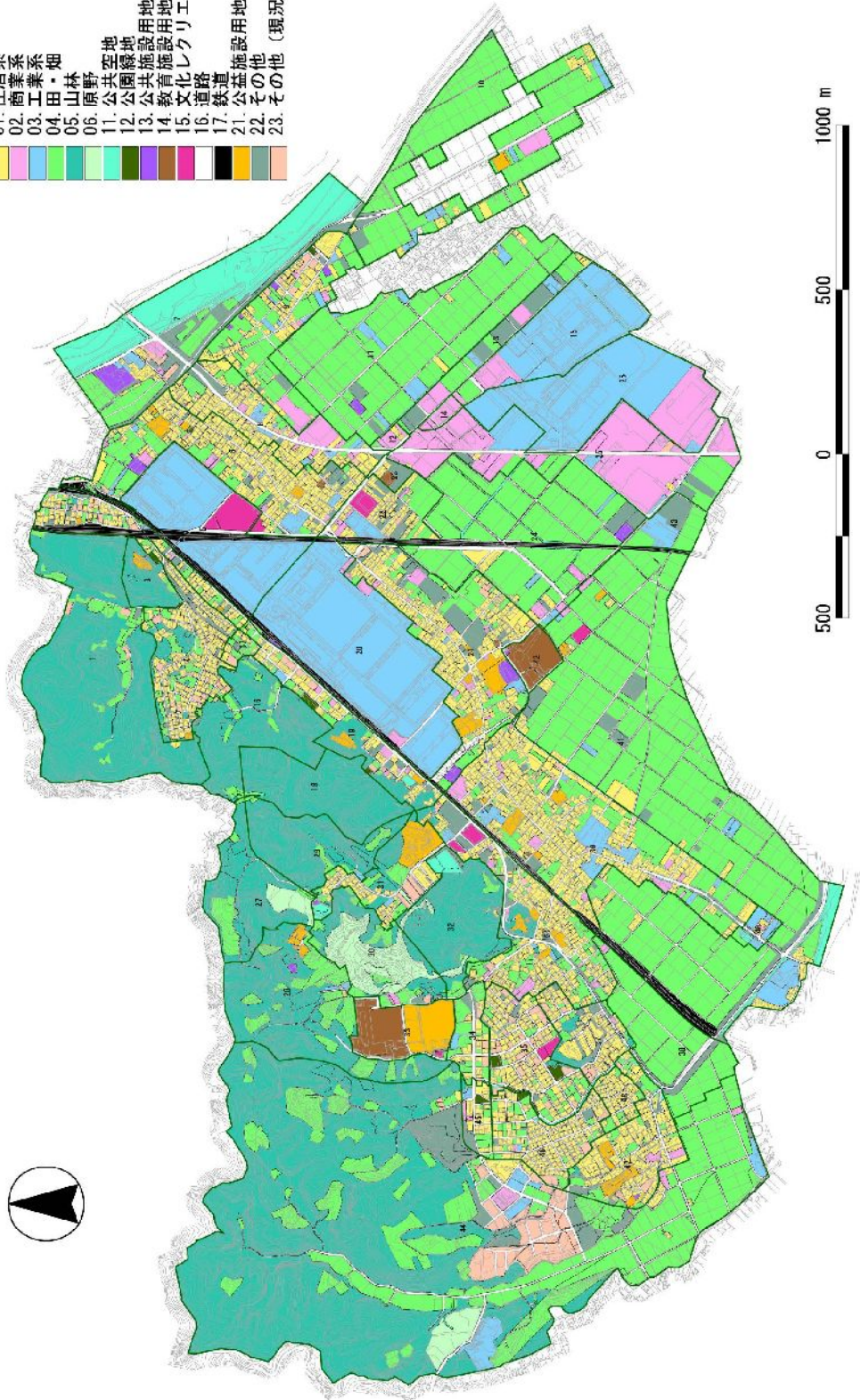
単位：ha、%

		都市計画区域		市街化区域		市街化調整区域	
		面積	比率	面積	比率	面積	比率
都市的	住居系	71.02	11.8	65.11	23.7	5.91	1.8
	商業系	21.98	3.7	20.00	7.3	1.98	0.7
	工業系	62.87	10.5	56.63	20.6	6.24	1.9
	その他	112.21	18.8	59.62	21.7	52.59	16.2
	小計	268.08	44.8	201.36	73.3	66.72	20.6
非都市的	農地	189.15	31.6	32.09	11.7	157.06	48.5
	山林・原野	141.27	23.6	41.05	15.0	100.22	30.9
	小計	330.42	55.2	73.14	26.7	257.28	79.4
合計		598.50	100.0	274.50	100.0	324.00	100.0

資料：平成 14 年度都市計画基礎調査

■土地利用現況図

- 調査ゾーン
- 土地利用
- 01. 住居系
 - 02. 商業系
 - 03. 工業系
 - 04. 田・畑
 - 05. 山林
 - 06. 原野
 - 11. 公園緑地
 - 12. 公共施設用地
 - 13. 公共施設用地
 - 14. 教育施設用地
 - 15. 文化施設用地
 - 16. 道路
 - 17. 鉄道施設用地
 - 21. 公益施設
 - 22. その他
 - 23. その他（現況宅地未利用地）



2) 建物利用

市街化区域内の建物利用状況は次のとおりであり、住宅の 2,833 棟、75.7%をはじめ住居系建物が 3,140 棟で 84.0%を占めている。

工業系では、基幹産業である重工業施設の 195 棟（5.2%）をはじめ 290 棟で 7.8%を占めている。

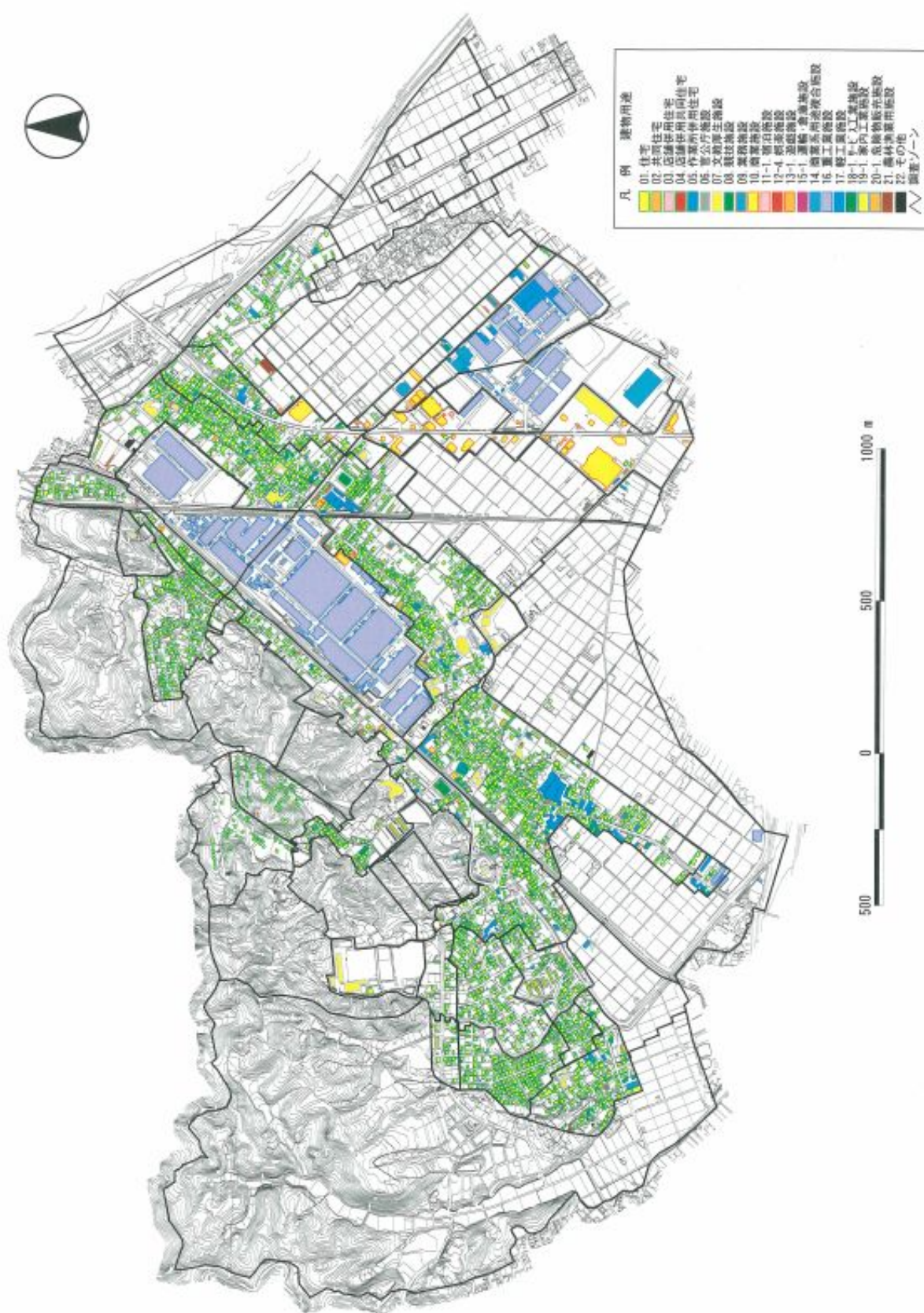
商業業務系は、115 棟、3.1%に過ぎない。

■建物利用状況

建物用途	棟 数	比率(%)
住 宅	2,833	75.7
共 同 住 宅	105	2.8
店 舗 併 用 住 宅	150	4.0
店舗併用共同住宅	1	0.0
作業所併用住宅	51	1.4
官 公 庁 施 設	13	0.3
文 教 厚 生 施 設	75	2.0
競 技 施 設	3	0.1
業 務 施 設	44	1.2
商 業 施 設	67	1.8
宿 泊 施 設	3	0.1
娛 楽 施 設	0	—
遊 戯 施 設	1	0.0
商業系用途複合	0	—
運 輸 倉 庫 施 設	75	2.0
重 工 業 施 設	195	5.2
軽 工 業 施 設	60	1.6
サービス工業施設	21	0.6
家 内 工 業 施 設	14	0.4
危険物貯蔵処理施設	2	0.1
農 林 漁 業 用 施 設	18	0.5
そ の 他	9	0.2
合 計	3,740	100.0

資料：平成 18 年度都市計画基礎調査

■ 建物用途現況図



（５）交通体系

① 道 路

本町の道路網は、町東部を国道１号が通過するほか、南端部から西部を伊勢湾岸自動車道とともに北勢バイパスが整備され、みえ朝日インターが設置されている。

これら広域幹線道路へのアクセス道路は、(都)富田一色朝日線（県道四日市朝日線）、(都)朝日中央線、県道朝日川越線、県道四日市朝日線、県道桑名川越線などが配置されている。

② 鉄 道

本町の鉄道網は、ＪＲ東海関西本線と近鉄名古屋線が通過し、それぞれ朝日駅、伊勢朝日駅が設置されている。ただし、ＪＲ朝日駅は無人駅であり、関西本線の複線化とともに有人駅化等機能の高度化が望まれる。

(6) 都市施設の整備状況

① 都市計画道路

都市計画道路は7路線が配置され、朝日中央線を除き整備済あるいは改良済となっている。自動車専用道路である伊勢湾岸道路を除く6路線では、延長8,005mのうち6,030mが整備済あるいは改良済で、改良率75.3%である。

■都市計画道路の整備状況

(H19.4.1現在)

名 称	町内延長 (m)	幅員 (m)	改 良 済 延長(m)	改良率 (%)	未 整 備 延長(m)	種 別
伊勢湾岸自動車道路	2,735	31	2,735	100.0		自動車専用道路
国道1号	1,955	25~28	500	25.6	1,455	幹線道路
富田一色朝日線	1,640	12	1,640	100.0		幹線道路
朝日中央線	1,760	16	1,240	70.5	520	幹線道路
亀崎朝日線	600	12	600	100.0		幹線道路
山田梅ヶ丘線	1,000	8	1,000	100.0		区画道路
伊勢湾岸自動車道路	1,050	70	1,050	100.0		幹線道路
合 計	8,005	—	6,030	75.3	1,975	

注) 合計は伊勢湾岸自動車道路(自動車専用道路)を除く。

② 交通広場

JR東海関西本線朝日駅の北側に、面積1,200㎡の交通広場が設置されている。なお、近鉄伊勢朝日駅には交通広場は設置されていない。

③ 公 園

都市計画公園は5箇所が配置され、うち4箇所が開設されており、開設面積は4,804㎡である。また、土地区画整理事業により取得した公園が7箇所あり、開設面積は5,253㎡である。

開設された公園は、全11箇所で面積は10,057㎡となっている。

なお、公園種別は全て街区公園であり、平成19年人口による住民1人当たりの面積は1.27㎡に過ぎなく、その分布は土地区画整理事業地区に偏っている。

■公園の整備状況

(H19. 4. 1 現在)

	名 称	種 別	計画決定 面積(ha)	開設面積 (㎡)	供用年月日
都市計画 公 園	梅ヶ丘第1児童公園	街区公園	0.17	1,653	S 53. 7. 4
	梅ヶ丘第2児童公園	街区公園	0.12	1,150	S 53. 7. 4
	植松公園	街区公園	0.08	901	S 54. 2. 22
	北条公園	街区公園	0.11	1,100	S 54. 2. 22
	八年物公園	街区公園	0.05	—	—
	小 計			4,804	
区画整理 事業によ り取得し た公園	山田公園	街区公園	—	395	S 57. 3. 1
	新起公園	街区公園	—	465	S 57. 12. 12
	白梅公園	街区公園	—	1,239	H18. 4. 1
	うらら公園	街区公園	—	1,000	H18. 4. 1
	向陽台2号公園	街区公園	—	677	H18. 4. 1
	スポーツ公園	街区公園	—	757	H18. 9. 11
	芝公園	街区公園	—	720	H18. 11. 10
	小 計			5,253	
合 計				10,057	

④ 下水道

下水道は、流域関連朝日町公共下水道事業として整備が進められている。

汚水処理については、平成19年3月末現在、普及率98.8%、水洗化率83.8%と高い整備率となっている。

■事業計画の概要

事業計画目標年次			平成22年
整備対象	計画区域 (ha)	汚水	279.0
		雨水	91.23
	計画人口 (人)		7,060

■下水道普及状況（平成19年3月末現在）

普 及 率	98.8 %
水 洗 化 率	83.8 %
区 域 水 洗 化 率	92.4 %
水 洗 化 人 口	6,636 人
水 洗 化 世 帯	2,429 世帯
処 理 面 積	247.06 ha
処 理 人 口	7,183 人
行 政 人 口	7,922 人
世 帯 数	2,890 世帯

3-2 都市形成の推移と現状

(1) 市街地の形成

本町の市街地は、旧東海道沿線を主体として旧来からの市街地が形成されている。

国道1号はじめ道路網の整備進捗や、昭和30年代以降の高度経済成長期の都市化及び自動車の普及等により市街地が拡大してきたが、昭和45年に施行された現行都市計画法における「線引き制度」により市街地エリアの枠組みが設定されている。

本町の市街地形成に係る主な事象をみると、昭和13年には東芝工場が設立され、戦後の事業展開とともに社宅以外にも従業者等の住宅需要が発生し、市街地拡大の契機となったことが考えられる。他にも国道1号沿線における工場誘致（日立金属、カネソウ等）もあり、昭和48年～57年にかけてJR線以北（西）の丘陵地部の各所で土地区画整理事業による住宅地開発がなされた。

また、国道1号沿線は、その交通利便性から大規模商業施設や飲食店等沿道型商業施設の立地が進んでいる。

近年は、四日市市と桑名市の間に位置することや、本町の交通利便性及び自然環境を活かした丘陵地における土地区画整理事業が進捗し、公共施設が整った住宅地が形成されつつある。

■市街地形成の流れ

- ① 旧東海道を基軸として形成された旧来からの市街地
- ② 鉄道沿線における大規模事業所の立地
- ③ 国道1号沿線における更なる事業所の立地
- ④ 事業所の誘致等による住宅需要の受け皿となる住宅地開発
- ⑤ 自動車の普及と商業立地特性の変化による国道1号沿道部の商業地化
- ⑥ 交通利便性や自然環境を活かした丘陵地の住宅地開発

■土地区画整理事業による市街地開発

区 分	地区名	認可公告日	施行面積 (ha)	施行者
事業完了	埋 縄	S 48. 3. 23	2.9	組合
	柿山田	S 49. 8. 27	1.2	〃
	柿西広	S 50. 12. 23	9.3	〃
	小 向	S 51. 3. 26	4.6	〃
	縄 生	S 56. 4. 20	1.6	〃
	埋縄東	S 57. 7. 30	1.0	〃
	6地区計		20.6	
施 行 中	柿	H 12. 5. 12	17.5	〃
	小向地区丘陵地	H 12. 7. 14	31.7	〃
	2地区計		49.2	

資料：都市計画基礎調査

（２）交通網の整備

① 道 路

本町の広域交通の基軸となっている国道１号は、昭和７年に開通し、人流、物流の大動脈であるとともに、事業所立地等に大きな役割を果たしている。

平成１５年には、伊勢湾岸自動車道が開通し、いせ朝日インターが開設されるとともに、国道１号北勢バイパスの一部も整備され、広域交通の利便性が飛躍的に高まることとなった。

町内の幹線道路となる県道等は、順次整備がなされており、また、旧東海道は幅員が狭小であるが、旧来からの市街地における生活道路の基軸となっている。

② 鉄 道

鉄道駅は２駅が設置され、名古屋市方面と四日市市方面とを結んでいる。

駅の開設は近鉄名古屋線伊勢朝日駅が早く、昭和４年に開業している（当時伊勢電鉄四日市～桑名間、桑名～名古屋間は昭和１３年開通）。また、当駅は昭和４２年に準急停車駅となり、名古屋市方面への時間短縮が図られた。

一方、ＪＲ関西本線は明治２７年に開通（当時関西鉄道四日市～桑名間）しているが、朝日駅は昭和５８年に設置されたものである。

■市街地形成に係る主な事象

年 号	西暦年	都市基盤整備、市街地開発事業等
明治 27 年	1894	J R 関西本線四日市桑名間開通
昭 和 4 年	1929	近鉄名古屋線伊勢朝日駅開業
昭 和 7 年	1932	国道 1 号開通
昭和 13 年	1938	東芝工場設立、近鉄線名古屋まで開通
昭和 44 年	1969	日立金属工場設立
昭和 48 年	1973	埋縄土地区画整理組合事業着工
昭和 49 年	1974	柿山田土地区画整理組合事業着工
昭和 50 年	1975	柿西広土地区画整理組合事業着工
昭和 51 年	1976	小向土地区画整理組合事業着工
昭和 55 年	1980	カネソウ工場設立
昭和 56 年	1981	縄生土地区画整理組合事業着工
昭和 57 年	1982	埋縄東土地区画整理組合事業着工
昭和 58 年	1983	J R 関西本線朝日駅開業
平成 12 年	2000	柿土地区画整理組合事業着工
		小向地区丘陵地土地区画整理組合事業着工
平成 15 年	2003	伊勢湾岸自動車道みえ朝日インター開設
		国道 1 号北勢バイパス一部開通

資料：朝日町 50 周年記念誌他

(3) 土地利用規制

本町の土地利用は、市街化区域と市街化調整区域の区分により、土地利用の規制・誘導がなされているほか、農業振興地域農用地区域の指定により、農業基盤の保全が図られている。

① 用途地域

本町は、町域全体が都市計画区域であり、都市計画区域 598.5ha のうち 274.5ha (約 46%) が市街化区域に指定されている。

市街化区域内の用途地域指定は下表のようであり、旧東海道沿線の市街地を中心に指定されている第一種住居地域 (約 31%) をはじめ、住居系が約 68% を占め、工業系が約 31%、商業系は僅かに 1 % である。ただし、国道 1 号沿線に指定されている準工業地域のうち 13.2ha は、地区計画により工業系及び商業系の土地利用を図ることとされている。

■用途地域

種 類	面 積 (ha)	構成比 (%)	容積率 (%)	建ぺい 率 (%)	備 考
第一種低層住居専用地域	29.7	10.8	80	50	高さ限度 10m 壁面後退 1.0m
第二種低層住居専用地域	22.9	8.3	80	50	高さ限度 10m 壁面後退 1.0m
第一種中高層住居専用地域	21.3	7.8	200	60	
第一種住居専用地域	85.7	31.2	200	60	
第二種住居専用地域	19.4	7.1	200	60	
準 住 居 地 域	8.6	3.1	200	60	
近 隣 商 業 地 域	2.8	1.0	200	80	
準 工 業 地 域	20.2	7.4	200	60	
工 業 地 域	4.4	1.6	200	60	
工 業 専 用 地 域	59.5	21.7	200	60	
合 計	274.5	100.0			

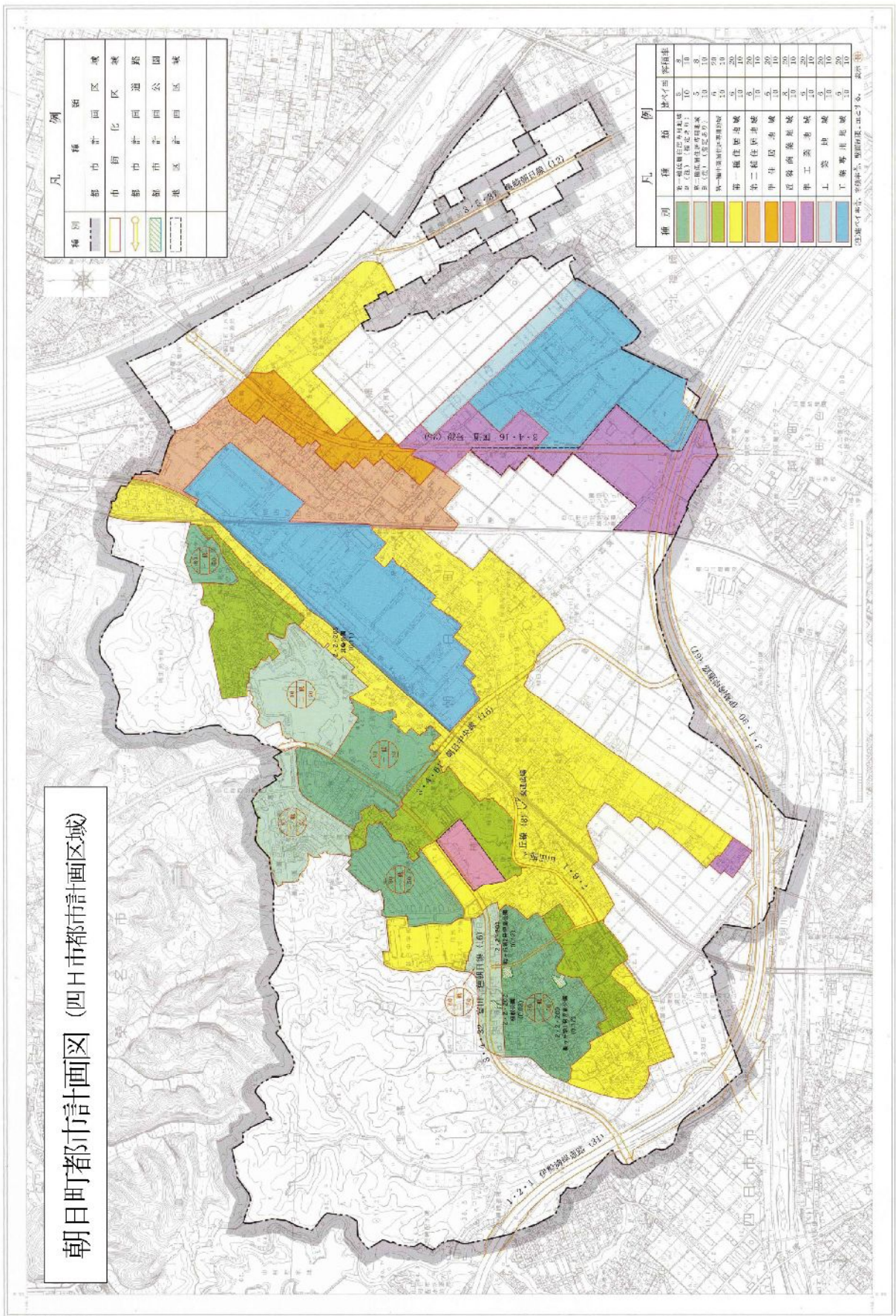
② 地区計画

地区計画は、地区特性に応じ、きめ細かく土地利用等を誘導し、地区の環境形成を図るものである。

本町の地区計画は、国道 1 号沿道地区及び丘陵地の土地地区画整理事業地区における商業地の 2 地区で計画決定されている。

それぞれの計画内容は、別表 1、2 に示すとおりである。

■用途地域図



(別表 1) 地区計画〈小向地区〉

名 称		小向地区 地区計画
位 置		三重郡朝日町大字小向字御田、白部子、七反田、長割地区 三重郡朝日町大字柿字三ノ坪地区
面 積		約 13.2 h a
区域の整備・開発及び保全に関する方針	地区計画の目標	本地域は、町の東南部に位置し、国道 1 号線を利用した沿道型の商業施設や業務施設の形成を目指してきた地区である。 今後も、商業地としての誘導と商業の利便性の向上を図りつつ、地区の狭小化による建築物の過密化、用途の混在による環境悪化等の防止を行うことにより、適正かつ合理的な土地利用を行い、良好な都市環境を形成、保持、保全することを目標とする。 また、北勢バイパスの開通により袋小路となった地域は、工業的都市施設として充実を図るため、良好な工業環境の育成を目指す。
	土地利用の方針	当地区を商業地と工場地とに分離し、工場地は近隣商業・住宅への影響を配慮に入れ、秩序ある土地利用を誘導し、良好な環境を保持する。また、商業地は沿道的・広域的な土地利用を図る。
	地区施設の整備方針	商業地・工業地としての土地の合理的かつ健全な利用を促進するため地区道路を整備する。
	建築物等の整備方針	良好な商業地・工業地を創出し保持するため、建築物等の用途の制限、敷地面積の最低限度の制限を行う。

地区施設 の 配置及び規模	道 路		地区道路 幅員 8 m、3 路線、延長 6 6 0 . 0 m 計画図に表示するとおりとする。	
	地区 の 区分	区 分 の 名 称	商 業 地 区	工 業 地 区
		区 分 の 面 積	約 9 . 2 h a	約 4 . 0 h a
	建 築 物 に 関 す る 事 項	建 築 物 の 用 途 の 制 限	次に掲げる建築物は、建築してはならない。 1 建築基準法別表第 2 (い) 項 1 号、3 号から 6 号及び 9 号に掲げるもの 2 建築基準法別表第 2 (は) 項 2 号、4 号及び 7 号に掲げるもの 3 建築基準法別表第 2 (に) 項 5 号及び 6 号に掲げるもの 4 建築基準法別表第 2 (と) 項 2 号から 4 号に掲げるもの 5 建築基準法別表第 2 (ち) 項 2 号及び 3 号に掲げるもの 6 建築基準法別表第 2 (り) 項 2 号から 4 号に掲げるもの ※ただし、既存専用住宅は除く	次に掲げる建築物は、建築してはならない。 1 建築基準法別表第 2 (い) 項 1 号及び 3 号から 9 号に掲げるもの 2 建築基準法別表第 2 (ろ) 項 2 号及び 3 号に掲げるもの 3 建築基準法別表第 2 (は) 項 2 号から 5 号及び 7 号に掲げるもの 4 建築基準法別表第 2 (に) 項 3 号、4 号及び 6 号に掲げるもの 5 建築基準法別表第 2 (ほ) 項 2 号及び 3 号に掲げるもの 6 建築基準法別表第 2 (へ) 項 3 号に掲げるもの 7 建築基準法別表第 2 (ち) 項 2 号及び 3 号に掲げるもの
			敷 地 面 積 の 最 低 限 度	
			2 0 0 m ²	
			壁 面 の 位 置 の 制 限	
			建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から隣地境界線及び道路境界線までの距離は 1 . 0 m 以上でなければならない。	

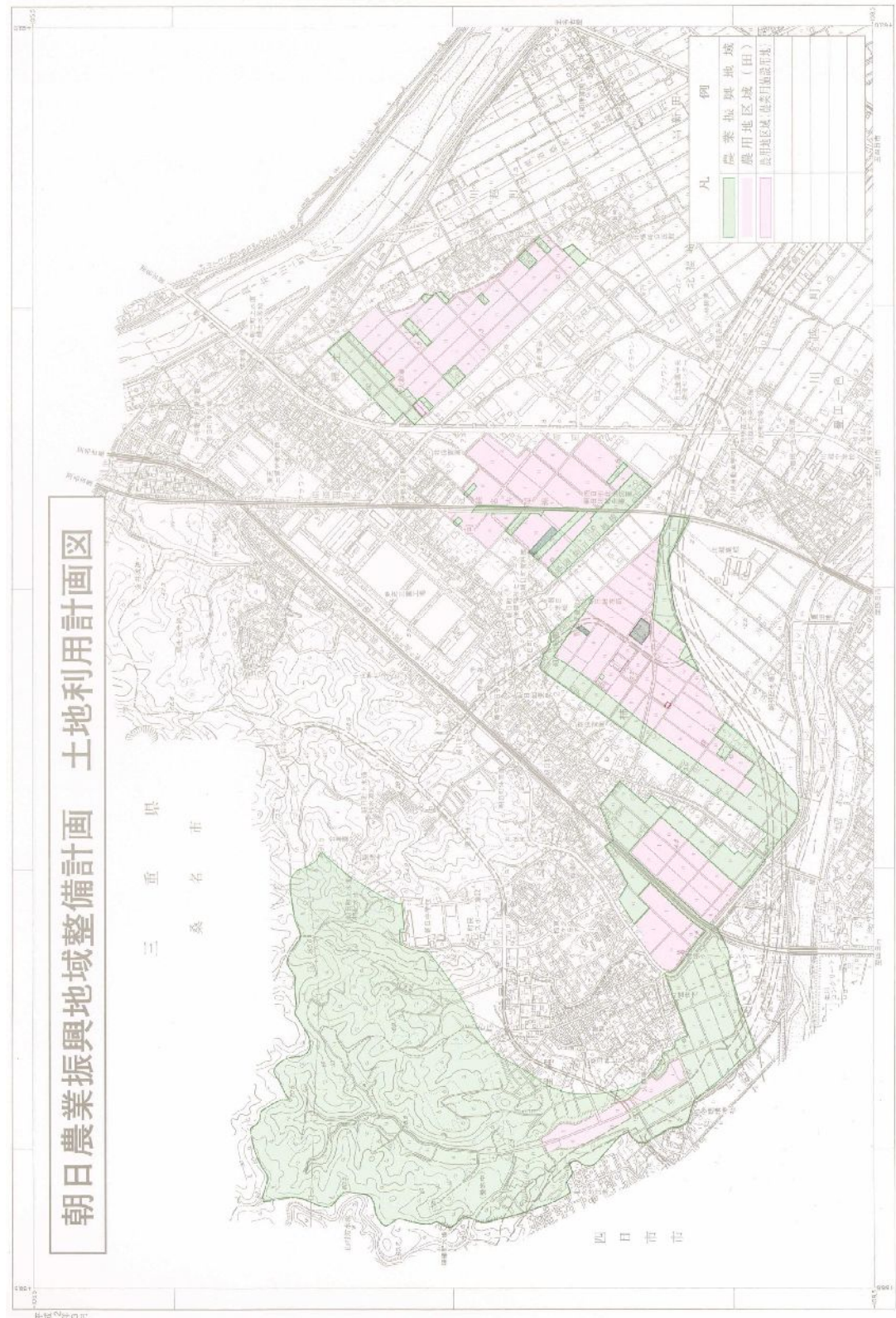
(別表2) 地区計画〈柿地区〉

名 称		柿地区地区計画
位 置		三重郡朝日町大字柿字城之廣、狐谷地区
面 積		約2.8ha
区域の整備・開発及び保全に関する方針	地区計画の目標	当地区周辺は、朝日町の中心部付近の丘陵地に位置し、土地区画整理事業による良好な住環境の整備が進められており、周辺の利便性等から今後市街化が進み人口が増加すると予想されている。 近隣商業地域である当地区では、周辺地域住民の利便性の向上を図るための商業施設が誘導されることから、地区計画を策定することにより周辺の住環境を保全し、調和のある街づくりを図る。
	土地利用の方針	当地区の土地利用は、周辺の環境と調和した良好で一体的な商業地の形成に努める。
	地区施設の整備方針	当地区の地区施設は、地区内において一体的に整備し、周辺環境と調和した商業地の形成に努める。 特に地区内の区域道路等は、当該区域の開発行為により適正に配置することとし、安全で快適な商業地の形成を図る。
	建築物等の整備方針	当地区の建築物等は、周辺環境と調和した良好な商業施設を誘導することとし、特に住環境に影響を及ぼす建築物の用途制限を行うと共に、商業地域の外周道路からの壁面等の制限を行う。
地区整備計画	建築物に関する事項	
	建築物の用途の制限	地区計画区域内においては、以下の建築物を建築してはならない。 1 建築基準法別表第2(に)項第3号及び第6号に規定するもの 2 建築基準法別表第2(ほ)項第2号及び第3号に規定するもの 3 建築基準法別表第2(へ)項第3号及び第5号に規定するもの
	壁面の位置の制限	商業地域の外周道路から、建築物の外壁又はこれに代わる柱の表面までの距離は最低1メートルとする。

③ 農業振興地域

本町の農業振興地域は、市街化区域と交通用地等を除く区域が指定されており、このうちまとまった水田等の優良農地が農用地区域に指定されている。

■農業振興地域図



3-3 将来フレームの設定

(1) 人 口

朝日町では、丘陵地における住宅地開発が進捗するなか、公共施設の整備など住民生活の環境整備を効率的に行うため、町が策定する総合計画をはじめとする諸計画の基礎資料とするため、コーホート要因法により将来人口が推計されている。

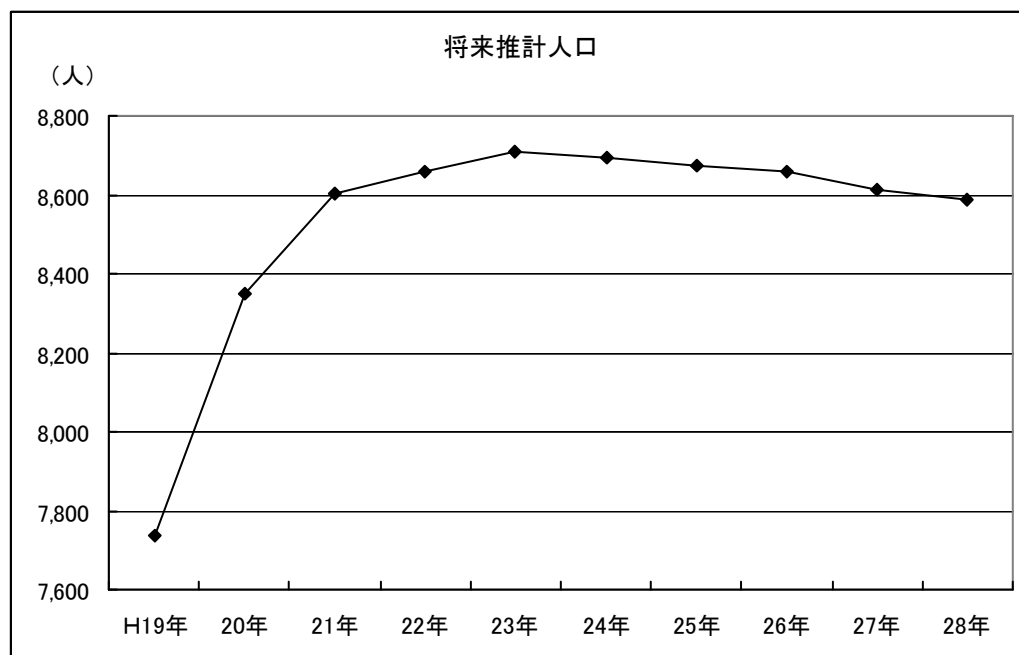
本計画においても、この将来人口推計を所与の条件として計画内容を検討する。ただし、推計年次が平成 28 年（平成 27 年度）までであり、本計画の目標年次である平成 37 年人口は、この推計人口を基に設定するものとする。

この町推計では、平成 28 年までの人口は下表のように推計されている。

■将来推計人口

年 次	人 口（人）
平成 19 年	7,739
20 年	8,347
21 年	8,604
22 年	8,659
23 年	8,708
24 年	8,694
25 年	8,673
26 年	8,660
27 年	8,615
28 年	8,585

資料：朝日町人口推計（平成 18 年 9 月）



■平成 37 年（2025 年）人口の設定

朝日町人口推計（平成 18 年 9 月）では、丘陵地の開発住宅地への人口流入から、人口は急激に増加するものの、平成 23 年には 8,708 人でピークとなり、その後は緩やかに減少していくものとなっている。

平成 37 年までこの推計方法によるとすれば、このまま徐々に減少していくこととなる。

しかし、この推計（コーホート要因法）による要因の変化は、平成 17 年を基点に過去の一定期間（5 年間等）の変化をみたものであり、その変化値が今後の 20 年間という長期間にわたって、必ずしもそのまま当てはまるものではない。

例えば、人口推計の大きな要因である「合計特殊出生率」は変化するものであり、将来下げ止まり、また上昇していくこともあり得る。

以上の考え方から、国、県の施策とともに、町における人口維持に係わる産業、教育、福祉等諸施策を推進することを前提に、平成 37 年の人口は、平成 28 年以降安定的に推移していくことを目標とし、**8,600 人**と設定する。

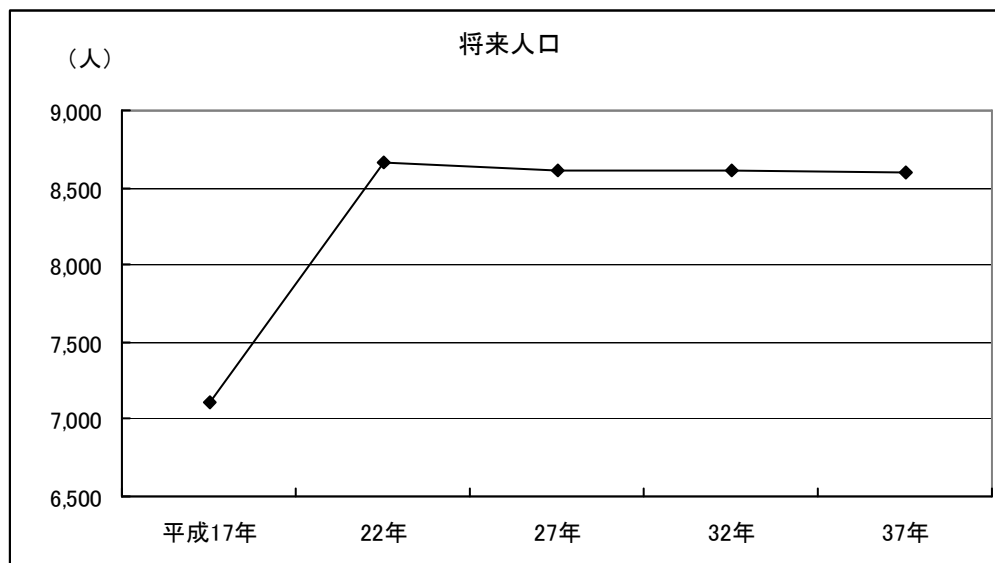
■将来人口の設定

	平成 17 年 (2005)	平成 22 年 (2010)	平成 27 年 (2015)	平成 32 年 (2020)	平成 37 年 (2025)
人口(人)	7,114	8,659	8,615	8,608	8,600

注)・平成 17 年は国勢調査、平成 22 年、27 年は町推計人口

・平成 32 年は、平成 27 年値と平成 37 年値を直線補正

ここで、人口増加の要因は、自然増加と社会増加であり、
ア 合計特殊出生率が回復していく（出生が増える）。
イ 新たな住宅地開発等がなされ人口が流入してくる。
という条件が満たされないと、人口が増加していくという予測も困難である。



■人口の配分（一般住宅地、丘陵部区画整理地区）

朝日町人口推計（平成 18 年 9 月）は、人口動態の特性から一般住宅地と丘陵部区画整理地区に分けて推計されている。

丘陵部区画整理地区の人口定着は、住宅の需要状況から比較的短期間に進むものと想定されており、平成 27 年度におけるビルドアップ率は、小向地区 77%、柿地区 81%に達するものとされている。

平成 27 年度以降も、漸次住宅が立地していくものと想定されるが、区画整理地区の特性として全ての区画においてビルドアップするのは相当年次かかる（あるいは全区画でのビルドアップはなされない）ことから、平成 37 年におけるビルドアップ率は 90%と設定する。

このことから、平成 37 年における丘陵部区画整理地区と一般住宅地の人口配分は、次のように設定する。

ア 区画整理地区の人口（平成 37 年）

	総区画数 A	居住区画数 $B=A \times 0.9$	一世帯当り 人員(人) C	居住人口(人) $D=B \times C$
柿 地 区	320	288	2.8	806
小 向 地 区	612	551	3.3	1,818
合 計	932	839	—	2,624

注) 一世帯当り人員は、平成 18 年 9 月時点における実績値を適用

イ 一般住宅地の人口（平成 37 年）：8,600－2,624＝5,976 人

(2) 産 業

1) 就業人口

1-1 常驻地ベース

① 産業別就業者数の推移（再掲）

- ・就業者総数は、昭和 55 年から増加してきたが、平成 7 年～12 年は減少し、12 年～17 年は横ばいとなっている。
- ・第 1 次産業就業者は、急激に減少し就業者も僅かである。
- ・第 2 次産業就業者は、平成 2 年まで過半を占めていたが、平成 7 年～17 年に大きく減少している。
- ・第 3 次産業就業者は増加傾向にある。第 2 次産業の減少もあり平成 12 年には過半を占め、平成 17 年まで増加し続けている。

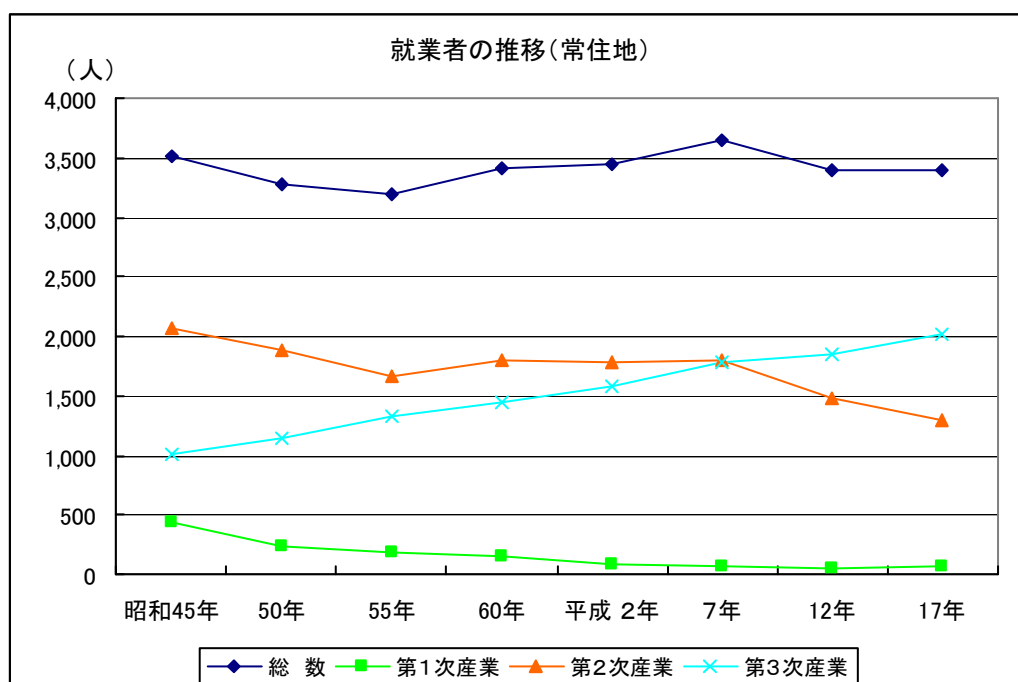
■産業大分類別就業者数の推移

単位：人、%

	総 数	第 1 次産業		第 2 次産業		第 3 次産業	
		就業者	比率	就業者	比率	就業者	比率
昭和 45 年	3,510	431	12.3	2,066	58.8	1,013	28.9
50 年	3,274	243	7.4	1,875	57.3	1,151	35.2
55 年	3,185	185	5.8	1,662	52.2	1,331	41.8
60 年	3,408	157	4.6	1,791	52.6	1,448	42.5
平成 2 年	3,442	88	2.6	1,775	51.6	1,576	45.8
7 年	3,648	73	2.0	1,795	49.2	1,779	48.8
12 年	3,393	55	1.6	1,484	43.7	1,845	54.4
17 年	3,402	68	2.0	1,296	38.1	2,010	59.1

注) 総数には分類不能含む。

資料：国勢調査



② 将来推計

- ・就業者数（常住地ベース）は、定住人口の推移に伴い変動していくものと想定され、先に設定した人口を基に推計すると、下表のようになる。
- ・第1次産業の減少、第3次産業の増加は容易に想定される。第2次産業は、町内及び周辺地域の事業所の動向と関連し変動も予測される。
- ・平成37年の産業別比率は、第1次0.5%、第2次33.5%、第3次66.0%となる。

■就業者数（常住地ベース）の推計

単位：人、%

	実 績					
	昭 55 (1980)	昭 60 (1985)	平 2 (1990)	平 7 (1995)	平 12 (2000)	平 17 (2005)
1 次	185	157	88	73	55	68
2 次	1,662	1,791	1,775	1,795	1,484	1,296
3 次	1,331	1,448	1,576	1,779	1,845	2,010
総 数	3,185	3,408	3,442	3,648	3,393	3,402
就業率	46.5	48.7	51.0	52.9	50.5	47.8
	推 計					
	平 22 (2010)	平 27 (2015)	平 32 (2020)	平 37 (2025)	回帰式	相関係数
1 次	41	32	25	20	指 数	0.917
2 次	2,052	1,850	1,649	1,428	—	—
3 次	2,202	2,391	2,596	2,818	べき乗	0.994
総 数	4,295	4,273	4,270	4,266	—	—
就業率	49.6	49.6	49.6	49.6	—	—

- 注) 1. 総数は、推計人口×就業率（昭和55年～平成17年の平均値）
 2. 1次と3次は、相関係数の最も高い回帰式でトレンド推計
 3. 2次は、総数－（1次＋3次）

1-2 従業地ベース

① 就業者数の推移（再掲）

- ・就業者総数は、昭和 60 年～平成 7 年のほぼ一定の状態から、平成 7 年からは減少している。
- ・第 1 次産業は、急激に減少し就業者も僅かである。
- ・第 2 次産業は、本町の基幹産業であり比率は高いものの、昭和 60 年から就業者数、比率とも減少傾向にある。
- ・第 3 次産業は、就業者数、比率とも徐々に増加している。

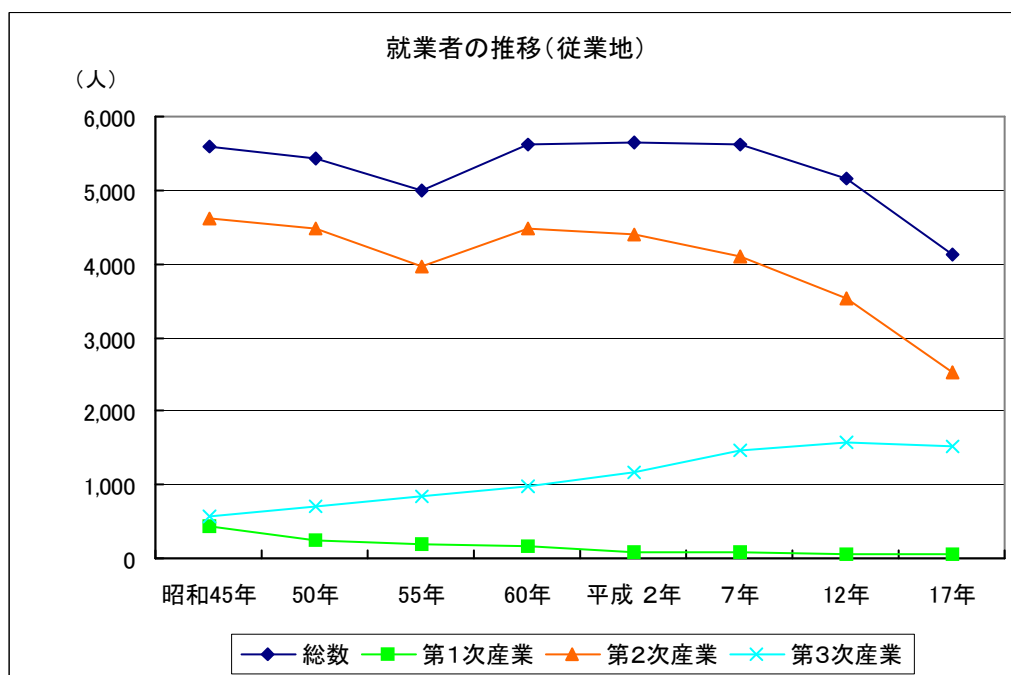
■産業大分類別就業者数の推移

単位：人、％

	総 数	第 1 次産業		第 2 次産業		第 3 次産業	
		就業者	比率	就業者	比率	就業者	比率
昭和 45 年	5,604	431	7.7	4,615	82.3	558	10.0
50 年	5,426	241	4.4	4,485	82.7	697	12.8
55 年	4,994	185	3.7	3,971	79.5	832	16.7
60 年	5,616	154	2.7	4,479	79.8	972	17.3
平成 2 年	5,659	87	1.5	4,411	77.9	1,159	20.5
7 年	5,633	73	1.3	4,088	72.6	1,466	26.0
12 年	5,158	57	1.1	3,525	68.3	1,567	30.4
17 年	4,136	66	1.6	2,516	60.8	1,526	36.9

注）総数には分類不能含む。

資料：国勢調査



② 将来推計

- ・ 就業者数（従業地ベース）は、その推移から昭和 55 年～平成 12 年の実績を基にトレンド推計すると、推計(1)のようになる。
- ・ 平成 37 年の比率は、1 次 0.2%、2 次 46.4%、3 次 53.4%となり、この推計では 2 次と 3 次が逆転することとなる。

↓

- ・ 本町の現状では想定し難いことから、1 次と 2 次はそのままとして、総数をトレンド推計し 3 次を調整すると、推計(2)のようになる（2 次 53.9%、3 次 46.0%）。

（注）従業地ベースは、2 次、3 次とも今後の事業所の誘致等により変動するものである。

■就業者数（従業地ベース）の推計(1)

単位：人

	実 績					
	昭 55 (1980)	昭 60 (1985)	平 2 (1990)	平 7 (1995)	平 12 (2000)	
1 次	185	154	87	73	57	
2 次	3,971	4,479	4,411	4,088	3,525	
3 次	832	972	1,159	1,466	1,567	
総 数	4,994	5,616	5,659	5,633	5,158	
	推 計					
	平 22 (2010)	平 27 (2015)	平 32 (2020)	平 37 (2025)	回帰式	相関係数
1 次	29	21	16	11	指 数	0.981
2 次	3,576	3,460	3,348	3,239	指 数	0.543
3 次	2,274	2,683	3,166	3,735	べき乗	0.990
総 数	5,879	6,164	6,530	6,985	—	—

注) 1. 各産業は、相関係数の最も高い回帰式でトレンド推計

2. 総数は、各産業を合計したもの

■就業者数（従業地ベース）の推計(2)

単位：人

	推 計					
	平 22 (2010)	平 27 (2015)	平 32 (2020)	平 37 (2025)	回帰式	相関係数
1 次	29	21	16	11	指 数	0.981
2 次	3,576	3,460	3,348	3,239	指 数	0.543
3 次	2,243	2,422	2,594	2,763	—	—
総 数	5,848	5,903	5,958	6,013	対 数	0.898

注) 1. 1 次と 2 次は、相関係数の最も高い回帰式でトレンド推計

2. 総数は、平成 7 年～12 年の減少が一時的なものとし、昭和 50 年及び昭和 60 年～平成 7 年の実績を基にトレンド推計

3. 3 次は、総数－（1 次＋2 次）により算出

2) 工 業

① 工業の推移（再掲）

- ・ 本町の工業は、電気機械、金属製品、一般機械などの企業が進出し、北勢圏域における工業の一翼を担っている。
- ・ 事業所数、従業者数は近年減少傾向にあり、製造品出荷額等は大規模事業所の動向に左右され非常に変動が激しく、平成 12 年（11 年～13 年）は特殊な要因が考えられる。

■工業の状況

	事業 所数	従業者数 (人)	製造品出荷額等(百万円)			
			名 目	デフレーター	実 質	従業者 1 人当 たり(実質)
昭和 55 年	43	3,707	70,328	113.4	62,018	16.73
60 年	41	3,955	90,106	114.0	79,040	19.98
平成 2 年	45	3,916	117,489	108.3	108,485	27.70
7 年	42	3,549	91,629	104.1	88,020	24.80
12 年	44	2,685	236,697	100.0	236,697	88.16
17 年	38	2,180	78,679	97.7	80,531	36.94

- 注) 1. 従業者 4 人以上
2. 平成 17 年は速報値
3. デフレーターは、平成 12 年を 100 とする「国内企業物価指数」
- 資料：工業統計表

■近年の工業推移（従業者 4 人以上）

	事業所数	従業者数 (人)	製造品出荷額等 (百万円)	従業者 1 人当たり 出荷額等(万円/人) (名目)
平成 7 年	42	3,549	91,629	2,582
8	42	3,333	92,744	2,783
9	42	3,195	97,066	3,038
10	43	2,869	82,240	2,867
11	44	2,951	195,797	6,635
12	44	2,685	236,697	8,816
13	38	2,359	190,432	8,073
14	36	1,760	48,613	2,762
15	38	1,938	60,856	3,140
16	36	2,041	78,286	3,836
17	38	2,180	78,679	3,609

- 注) 平成 17 年は速報値
- 資料：工業統計表

② 将来推計

- ・工業フレームは、製造品出荷額等により設定する。
- ・製造品出荷額等は、平成 12 年が特異な値であるためこれを除き、昭和 55 年～平成 7 年及び平成 17 年の実績を基に推計する。

推計は、製造品出荷額等（実質）のトレンド（推計(1)）と、従業者数を先に推計した従業地ベース就業者数から設定（製造業／2 次産業の割合を、平成 12 年の 76% から 80%とする。）及び 1 人当たり出荷額をトレンドする（推計(2)）2 種で行う。

- ・平成 37 年では、約 1,060 億円（推計(1)の平均）～1,330 億円（推計(2)）と推計されるが、電気機械等基幹事業所の動向により大きな変動も考えられる。

■工業出荷額の推計(1)（出荷額トレンド）

		製造品出荷額等（実質）（百万円）			
実 績	昭和 55 年	62,018			
	60 年	79,040			
	平成 2 年	108,485			
	7 年	88,020			
	12 年	(236,697)			
	17 年	80,531			
推 計	22 年	94,638	96,189	94,658	96,205
	27 年	97,538	100,227	97,543	100,220
	32 年	100,438	104,435	100,420	104,392
	37 年	103,338	108,819	103,291	108,726
	回帰式	直 線	指 数	対 数	べき乗
	相関係数	0.331	0.392	0.333	0.393

■工業出荷額の推計(2)（従業者数及び 1 人当たり出荷額トレンド）

		従業者数 (人)	製造品出荷額等（実質）（百万円）	
			1 人当たり	－
実 績	昭和 55 年	3,707	16.73	－
	60 年	3,955	19.98	－
	平成 2 年	3,916	27.70	－
	7 年	3,549	24.80	－
	12 年	2,685	(88.16)	－
	17 年	2,180	36.94	－
推 計	22 年	2,861	39.85	114,011
	27 年	2,768	43.70	120,962
	32 年	2,678	47.55	127,339
	37 年	2,591	51.40	133,177
	回帰式	－	直 線	－
	相関係数	－	0.949	－

注) 1 従業者数は従業地ベース就業者数×80%

2 製造品出荷額等の推計は、従業者数×1 人当たり出荷額

3) 商 業

① 商業の推移（飲食店除く）（再掲）

- ・ 本町の商業は、国道 1 号沿いに沿道型商業施設が立地するほかは、商業施設が集積する商業ゾーンは形成されていない。
- ・ 商店数、従業者数は平成 3 年をピークに、商品販売額は平成 9 年をピークに、それぞれ減少傾向にある。

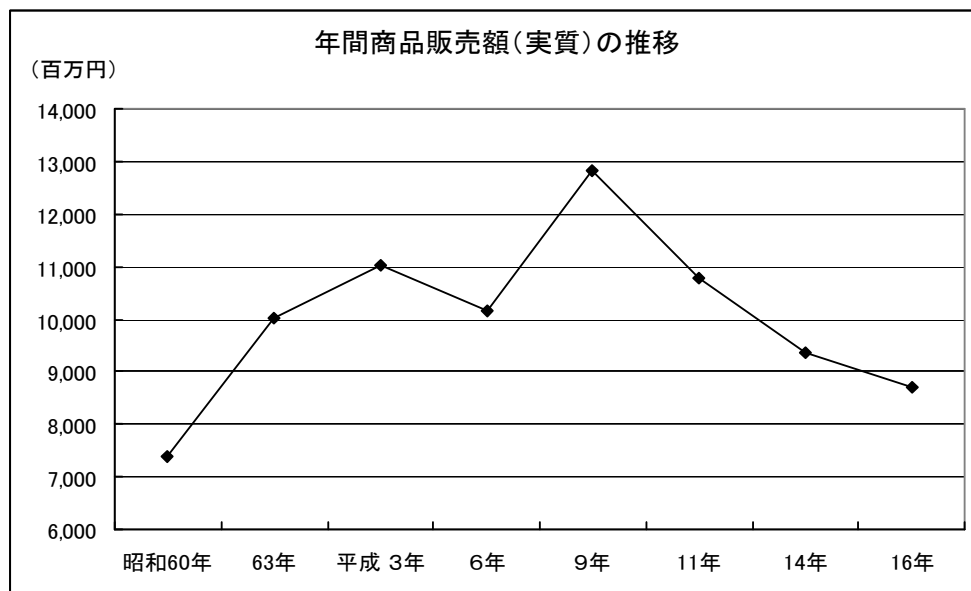
■商業の状況（飲食店除く）

	商店数	従業者数 (人)	年間商品販売額(百万円)			
			名 目	デフレーター	実 質	従業者 1 人当 たり(実質)
昭和 60 年	79	320	6,349	86.1	7,374	23.0
63 年	79	338	8,743	87.3	10,015	29.6
平成 3 年	83	531	10,487	95.1	11,027	20.8
6 年	82	470	10,019	98.6	10,161	21.6
9 年	80	441	12,861	100.4	12,810	29.0
11 年	65	453	10,865	100.7	10,789	23.8
14 年	69	479	9,207	98.4	9,357	19.5
16 年	68	434	8,529	98.1	8,694	20.0

注) 1. 平成 11 年、16 年は簡易調査

資料：商業統計表

2. デフレーターは、平成 12 年を 100 とする「消費者物価指数」



② 将来推計

- ・商業フレームは、年間商品販売額により設定する。年間商品販売額は、昭和 60 年～平成 16 年の実績を基にトレンド推計する。
- ・推計は、年間商品販売額（実質）のトレンド（推計(1)）と、従業者数及び 1 人当たり販売額をトレンド（推計(2)）する 2 種で行う。
- ・平成 37 年では、約 115 億円程度と推計される（推計(1)の平均、推計(2)）。（ただし、いずれも相関係数は低いものである。）

■商品販売額の推計(1)（販売額トレンド）

		年間商品販売額（実質）（百万円）			
実 績	昭和 60 年	7,374			
	63 年	10,015			
	平成 3 年	11,027			
	6 年	10,161			
	9 年	12,810			
	11 年	10,789			
	14 年	9,357			
	16 年	8,694			
推 計	22 年	10,712	10,745	10,714	10,746
	27 年	10,940	11,038	10,942	11,039
	32 年	11,168	11,340	11,168	11,339
	37 年	11,396	11,649	11,395	11,646
	回帰式	直 線	指 数	対 数	べき乗
	相関係数	0.188	0.218	0.189	0.219

■商品販売額の推計(2)（従業者数及び 1 人当たり販売額トレンド）

		従業者数 (人)	年間商品販売額（実質）（百万円）	
			1 人当たり	－
実 績	昭和 60 年	320	23. 0	－
	63 年	338	29. 6	－
	平成 3 年	531	20. 8	－
	6 年	470	21. 6	－
	9 年	441	29. 0	－
	11 年	453	23. 8	－
	14 年	479	19. 5	－
	16 年	434	20. 0	－
推 計	22 年	537	20. 0	10, 740
	27 年	579	19. 0	11, 001
	32 年	624	18. 1	11, 294
	37 年	673	17. 3	11, 643
	回帰式	べき乗	指 数	－
	相関係数	0. 587	0. 414	－

注）年間商品販売額の推計は、従業者数×1人当たり販売額

(3) 土地利用

土地利用フレームは、住宅地、工業地、商業地に区分して設定する。

1) 住宅地

住宅地は、土地区画整理事業地区（柿、小向）と一般住宅地に区分し、土地区画整理事業地区は、その土地利用計画による。

① 土地区画整理事業地区

土地区画整理事業地区は、柿地区の一部が近隣商業地域に用途変更されたほかは住居系市街地であり、この近隣商業地域を除き住宅地とする。

■土地区画整理事業地区の土地利用 単位：ha

	地 区	住宅地	商業地
柿 地 区	17.46	14.66	2.8
小向地区	31.68	31.68	—
合 計	49.14	46.34	2.8

② 一般住宅地

一般住宅地は、先に推計した一般住宅地の人口を基に、計画人口密度、公共用地率を設定し算定する。

〔住宅地規模＝推計人口÷計画人口密度÷（1－公共用地率）〕

ア 人 口：5,976 人（平成 37 年）

イ 計画人口密度：60 人／ha（土地利用度の低い区域（現行都市マス））

ウ 公共用地率：25%（土地区画整理計画標準（現行都市マス））

これから、平成 37 年の一般住宅地の規模は次のように算定される。

〔住宅地規模＝5,976 人÷60 人／ha÷（1－0.25）＝132.8ha〕

③ 住宅地の規模

住宅地の規模：①＋②＝46.3ha＋132.8ha＝179.1ha

2) 工業地

ここでは、先に推計した製造品出荷額の目標を 1,300 億円とし、土地生産性を考慮のうえ工業地面積を算定する。

製造品出荷額は、平成 17 年では約 800 億円であり、増加分 500 億円のうち 1/2 は現行の事業所における生産性の向上等により、残る 1/2 は新規事業所の誘致によるものとする。

① 町内製造業の土地生産性

ア 工業系宅地面積：62.87ha（平成 14 年度都市計画基礎調査）

イ 従業者 4 人以上製造業が占める割合を 90%と設定すると、その面積は 56.6ha となる。

ウ この 56.6ha からの出荷額は、平成 11～13 年の出荷額は特異値であるため、平成 17 年出荷額を参考に 800 億円と設定する。

エ 4 人以上製造業の土地生産性は、 $800 \text{ 億円} \div 56.6 \text{ ha} = 14.1 \text{ 億円/ha}$ となる。

オ 平成 37 年における土地生産性

新規事業所の誘致業種を、本町における現行の工業においても主力となっている一般機械、電気機械、電子部品・デバイス、輸送用機械等とすると生産性は高くなるため、約 1.5 倍の 20 億円/ha と設定する。

【参考】三重県工業の土地生産性

（従業者 30 人以上の事業所 平成 16 年工業統計）

① 全産業：19.3 億円/ha

② 業種を、金属製品、一般機械、電気機械、電子部品・デバイス、輸送用機械に限定した場合

：28.8 億円/ha

③ $\text{②} \div \text{①} = 28.8 \div 19.3 = 1.49$

② 新規工業用地

新規工業用地（従業者 4 人以上製造業）の必要面積は、次のように算定される。

〔新規工業用地：500 億円 $\times$ 1/2 $\div$ 20 億円/ha = 12.5ha〕

③ 工業地の規模

工業地の規模は、現行工業地と、活性化を図るための新規工業用地を加えたものとする。

〔工業地規模 = (現行工業地 + 新規工業用地) $\div$ (1 - 公共用地率)〕

これから、平成 37 年の工業地の規模は次のように算定される。公共用地率は 10%（現行都市マス）と設定する。

〔工業地規模 = (62.9ha + 12.5ha) $\div$ (1 - 0.1) = 83.8ha〕

3) 商業地

ここでは、今後増加が予測される流通等業務地を加味するものとし、先に推計した第3次産業就業者数（従業地ベース）を基に、就業者1人当たり商業地面積、公共用地率を設定し算定する。

就業者1人当たり商業地面積は、次の視点から増加するものとして設定する。

- ・伊勢湾岸自動車道のインターが設置され、人口も増加することから、相応の面積が必要となる流通、運輸倉庫等業務施設の増加が想定される。
- ・商業業務施設では、駐車場の確保が必須である。
- ・国道23号沿道等に倉庫施設が立地する隣接町では、就業者1人当たり商業地面積が167.1 m²/人（商業系宅地62.95ha/従業地ベース第3次産業就業者3,768人）となっている。

〔商業地規模＝第3次産業従業者数×1人当たり商業地÷（1－公共用地率）〕

- ア 第3次産業就業者数：2,763人（平成37年従業地ベース推計(2)）

イ 1人当たり商業地面積：160 m²/人

 a. 商業系宅地面積：21.98ha（平成14年度都市計画基礎調査）

 b. 第3次産業就業者数：1,567人（平成12年国勢調査従業地ベース）

 c. 従業者1人当たり商業地：a ÷ b = 140.3 m²/人 → 隣接町の値を参考に160 m²/人と設定する。

ウ 公共用地率：20%（沿道型が多いとして設定（現行都市マス30%））

これから、平成37年の商業地（商業業務地）の規模は次のように算定される。

〔商業地規模＝2,763人×160 m²÷（1－0.2）＝55.3ha〕

（注）一般商業地：52.5ha、柿地区：2.8ha

4) 市街地規模

1) ～ 3) による住宅地、工業地、商業地の規模は、町全体での算定であり、市街化調整区域に存する割合を考慮すると、市街化区域に相当する市街地規模は、次のように算定される。

	町全体	市街地規模	市街地規模の算定
住宅地	179.1ha	172.5ha	一般住宅地 (132.8ha) の 95% (平成 12 年人口比率) + 土地区画整理地区 (46.3ha)
工業地	83.8ha	75.4ha	90% (平成 12 年宅地比率)
商業地	55.3ha	50.1ha	一般商業地 (52.5ha) の 90% (平成 12 年宅地比率) + 柿地区 (2.8ha)
合 計	318.2ha	298.0ha	

この結果、現行市街化区域面積は 274.5ha であることから、**23.5ha** (298.0ha－274.5ha) の新規市街地が必要となるが、これは工業出荷額を増大させるため新規事業所を誘致するという施策的側面や、流通、運輸倉庫等商業業務系宅地需要の増大を加味した結果でもある。

特に本町の工業系市街地は、既に大規模事業所による土地利用がなされ、まとまった事業所用地としては余地がない状態であり、施策的に基盤整備と産業誘致を図っていく必要がある。

4. 都市づくりにおける問題点と課題

(1) 問題点の抽出

1) 社会的な問題点

① 人 口

人口は、暫く増減を繰り返す停滞状態にあったが、丘陵地の住宅地開発により暫くは増加することが想定される。しかし、日本社会のトレンドである少子高齢化が本町においても進行し、活力ある社会の維持に影響が及ぶことも考えられる。

(→丘陵地の土地区画整理事業地区におけるビルドアップにより当面緩和されるものの、新興住宅団地では入居世帯の世帯属性が似通っていることから、ライフサイクルによる団地の高齢化も一挙に到来するおそれがある。)

② 産 業

ア 農業は、第2種兼業が主体、自給的農家の増大、後継者の不足といった農家の状況や経営耕地面積の推移などからみると、近年大幅に後退しており、生産性等を勘案すると緑地としての機能を尊重しつつも、積極的な構造（土地利用）転換を図ることも一つの考え方である。

(→限られた空間であり、大規模で効率的な農業が展開できる可能性は低い。)

イ 基幹産業である工業は、電気機械、金属製品、一般機械などの大規模事業所が立地するが、近年では、社会的産業構造の転換に加え、新たな産業を創出する未利用地が乏しいため、中小企業の誘導すら困難な状況であることから、将来を見据えた土地利用の転換が必要である。

(→土地区画整理事業による住宅地開発を活かし、職住が近接した定住環境の確保・拡充に資する更なる企業（事業所）の誘致が望まれるところであり、本町の持続的な発展につながるものと考えられる。)

ウ ショッピングセンター等大規模施設による集客等、近年大きく環境が変化している商業は、本町においても国道1号沿道に典型例をみることができるが、一方で住民に身近な個別店舗はその経営環境から廃業を余儀なくされる事例も多く、自動車を運転できない人々にとっては生活利便性が低下することとなる。

(→商業の本質から、人口の集積度合（商圈人口）等個別店舗を維持していくことには困難な面もある。)

2) 都市構造的な問題点

① 市街地形成

ア 旧東海道沿線の歴史的に形成された市街地は、細街路が多い密集的市街地であり、

火災や大規模地震等に対する防災性が高いとはいえない。

イ 市街地の拡大過程において道路の立体交差化等が図られず、鉄道2路線が市街地の分断要素となっている。

(→(都)朝日中央線の整備により一定の緩和がなされる。道路交通から見ると③イ)

② 土地利用

ア 平成14年度都市計画基礎調査によれば、市街化区域の都市的土地利用率は約73%であり、かなり進行している状況である。特に工業系用途地域においては大規模事業所が立地しており、新たな企業(事業所)誘致のための大規模な用地は確保できない状態である。

(注) この時点では丘陵地開発部が「山林・原野」であり、丘陵地開発部を除くと都市的土地利用率はこれより高い状態である。

イ 国道1号は交通量が多く、沿道は大規模商業施設等の立地が進行し、ほぼビルドアップされた状態である。しかし、線引きの形状により国道から至近な部分においても都市的土地利用が出来ない状況にある。(農振農用地区域の指定)

ウ 伊勢湾岸自動車道の整備及びいせ朝日インターの設置により、広域交通利便性が飛躍的に向上したが、町域全体において現状ではそのインパクトを受け止める土地の状況にはない。(市街化区域内の都市的土地利用状況、固定的な土地利用規制)

エ (都)富田一色朝日線、(都)朝日中央線等の幹線道路整備が進捗しているが、線引きの制約から都市的に有効な沿道利用が出来ない部分がある。(農振農用地区域の指定等)

③ 道路交通

ア 国道1号は本町の広域交通軸であり交通量も多いが、2車線道路で、沿道の都市的土地利用とも相まって渋滞が激しい。(→計画幅員(25m)による拡幅整備が望まれる。)

イ 町内を鉄道が2路線縦断しているが、立体交差が少なく安全かつ円滑な交通が阻害されている。(→(都)朝日中央線及び北勢バイパスの整備により一定の緩和がなされる。)

ウ 旧東海道を骨格として旧来からの市街地が形成されているが、旧東海道は安全かつ円滑な交通を確保する面からは幅員が狭小である。(→拡幅は困難であるため、バイパスとなる道路整備や交通規制等ソフト対策での安全確保を図る。)

エ 鉄道2駅のうちJR朝日駅は交通広場が設置されているが小規模なものであり、丘陵部土地区画整理地区のビルドアップ等により、今後予想される利用者の増大に対しては十分なものとはいえない。一方、利用者の多い近鉄伊勢朝日駅には交通広場がなく、交通結節機能が低い状態である。

④ 公共交通

ア JR朝日駅は無人駅であるうえ、列車の運行本数等も含め利用者にとって利便性が高いとはいえない。

イ 路線バスは現在運行されていないため、自動車を運転できない高齢者等にとっては生活利便性に欠けることとなる。

⑤ 公園

ア 都市公園の設置は街区公園のみであり、その配置は土地区画整理事業地区に偏っている。町全体における箇所数、規模、誘致圏等からみると整備水準の低い状態であり、住民1人当たりの面積は約1.3㎡に過ぎない。(住区基幹公園の標準面積は、街区公園1㎡/人、近隣公園2㎡/人、地区公園1㎡/人)

イ 公園・緑地の整備が立ち遅れており、住区基幹公園の設置基準からみて「近隣公園」(誘致圏人口1万人、標準面積2ha)レベルの整備が望まれる。

（２）課題の整理

課題の整理にあたっては、先に抽出した問題点に対し、主として都市計画の領域で対処可能な事項あるいは密接に関連している事項について、次のような視点（概念）を基本に検討する。

■基本的な視点（概念）

- １．持続的な活力の維持及び発展性の確保
- ２．安全、快適で利便性の高い居住空間の確保
- ３．健康で文化的な生活に資する緑地空間の確保

【キーワード】

- １．→〔人口の維持、人口構成のバランス、産業の維持・集積〕
- ２．→〔住宅地環境、交通・生活利便性、安全性・防災性〕
- ３．→〔歴史、文化、憩い・安らぎ、コミュニティ形成〕

１．の視点からの課題

- ① 良好な住宅地の整備による定住人口の維持と増大
(→土地区画整理事業が進捗中であり、事業の完了、ビルドアップに向け支援する。)
- ② 産業用地の確保（創出）と企業（事業所）誘致
(→産業用地確保のための土地利用転換とともに、広域交通利便性等を活かした企業（事業所）誘致を図る。)
- ③ 広域幹線道路等沿道空間の都市的土地（有効）利用促進
(→北勢バイパス、国道１号等沿道空間の都市的土地利用（事業所、商業等）を図る。)

２．の視点からの課題

- ① 旧東海道沿道市街地の防災性向上
(→ハード、ソフト両面による防火、地震災害等防災対策)
- ② 住居系市街地における商業施設の誘導
(→土地区画整理事業地区に近隣商業地域を指定済であり、核店舗等を誘致する。)
- ③ 国道１号の拡幅整備と沿道空間の活用
(→計画幅員（25m）による拡幅整備と沿道空間の高度利用を図る。)
- ④ 鉄道各駅の機能強化
(→交通広場の確保、有人駅化等)

⑤ 町内を循環するコミュニティバス等の検討

3. の視点からの課題

- ① 既存市街地におけるオープンスペースの確保
(→住区基幹公園(街区公園等)の整備)
- ② 歴史、文化の継承と活用
(→旧東海道や遺跡等の活用(ポケットパークや歴史公園の整備等))
- ③ 住民が憩い、集える緑地、オープンスペース等空間の確保
(→住区基幹公園(近隣公園等)の整備)

5. 将来の都市構造

(1) 将来都市構造

歴史的に形成されてきた市街地をはじめ、現行の土地利用や順次整備されてきた交通網等を前提に、本町の骨格を構造づける要素を次のように設定する。

1) 空間構成

① 市街地エリア

市街地空間は大きく次のように区分され、それぞれの機能が果たされる環境整備とともに、有機的に連携できるネットワーク化により、より利便性の高いまちの形成を図るものとする。

〔住居系市街地〕

- ・歴史的に形成された旧東海道沿線の市街地
- ・丘陵地部に開発されてきた新たな市街地

〔工業系市街地〕

- ・鉄道沿線及び国道1号沿道地区

〔商業系市街地〕

- ・国道1号沿道地区

② 田園エリア

平野部に分布する農用地（水田）は、田園景観を形成するとともに、生産地、緑地等多面的な機能を有するものであり、その機能と本町の持続的な発展に寄与する土地利用との調整を図りつつ、保全及び土地利用転換を検討していくものとする。

③ 森林エリア

北部から西部にかけての森林地は、本町に残された貴重な自然環境であり、水源かん養、災害防止、保健休養等多面的な機能を有するものであることから、基本的には自然環境の保全を図りつつ、住民の憩いの場として活用していくものとする。

2) 都市拠点

次の拠点的機能を整備し、より住みよい環境の形成を図るものとする。

① 交通結節拠点

近鉄伊勢朝日駅及びJR朝日駅は、日々の通勤・通学等に利用されるのみならず、来訪者が利用する交通結節拠点であり、機能の充実及び本町の顔としての整備を図る。

また、伊勢湾岸自動車道路みえ朝日インターの設置により、飛躍的に向上した広域交通利便性を活かし、近接地において生産物流機能の整備を図るものとする。

② 交流拠点

空間構成においても明らかなように、旧来の市街地と今後更に人口定着が進む新市

街地が形成されることとなる。その接点にあたるゾーンを交流拠点として位置づけ、既存施設の活用や公園等の整備により住民のコミュニティ形成に資するものとする。

③ 緑のレクリエーション拠点

本町は、公園・緑地が不足しており、縄生廃寺跡を中心とした文化財の保護をも加味した歴史公園の整備を図り、緑のレクリエーション拠点とする。

3) 都市軸

① 広域都市軸

国道1号、伊勢湾岸自動車道路及び北勢バイパスが広域都市軸であり、隣接地域のみならず名古屋都市圏等との人流、物流の基軸となる。

② 町内都市軸

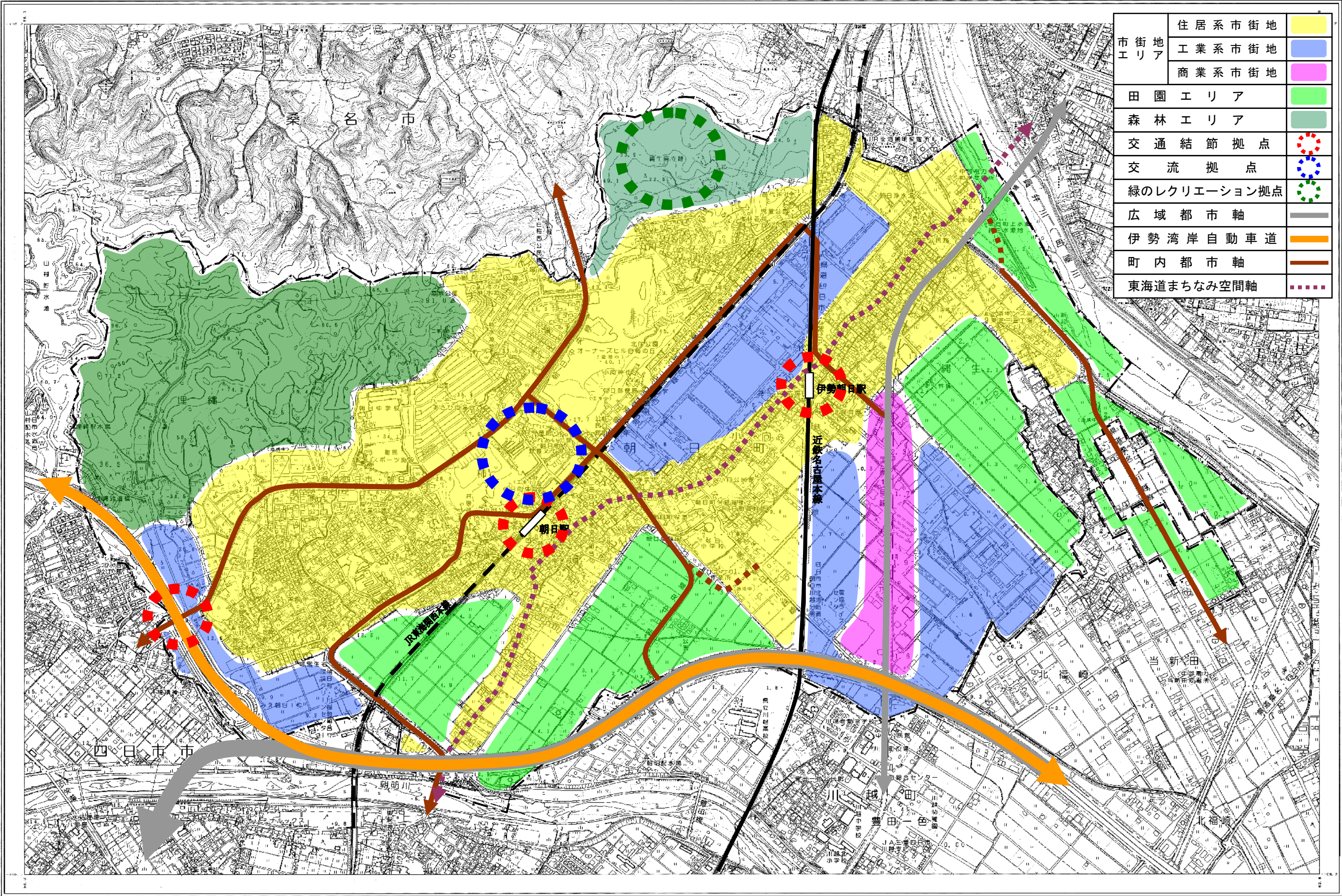
広域都市軸との結節、町内の交流軸として、(都)朝日中央線、(都)富田一色朝日線、県道四日市朝日線、(都)亀崎朝日線延伸線等の町内幹線道路網が位置づけられる。

交流等機能の充実を図るため、拠点間の動線強化、鉄道路線との立体化等を図るものとする。

③ 東海道まちなみ空間軸

旧東海道は、その歴史的・文化的価値を評価し、沿道景観形成、交通安全、防災等に配慮しつつまちなみ空間（生活道路）軸として整備していくものとする。

将来都市構造図



6. 土地利用の方針

(1) 市街化区域の土地利用

市街化区域としての土地利用は、現行の市街化区域に加え、本町発展のために必要な土地の区域を含めたものとし、住商工等の諸都市機能を合理的に配置し、暮らしやすさとともに活力ある都市づくりに寄与するものとする。

1) 住居系用途地域

住宅地は、地域・地区の環境特性とともに、市街地内部の機能分担を踏まえ、良好な居住環境となるよう土地利用を図る。

① 東海道まちなみゾーン

旧東海道沿線の密集した住宅地は、歴史的要素を活かしつつ住宅地としての整備、改善を促進することとし、細街路など生活道路の整備や災害時における避難路の明示、通過交通の規制や歴史文化を活かした沿道空間の創出などにより居住環境の向上を図る。

② 居住環境維持ゾーン

低層低密な住宅地（主として土地区画整理事業による）は、良好な居住環境にあることから、敷地の細分化や用途の混在を防止することにより居住環境を維持する。

③ 居住環境改善ゾーン

道路等都市基盤を整備し、未利用地の有効利用を促進するとともに、住民が利用しやすい公園等を配置し居住環境の改善を図る。

④ 交流拠点ゾーン

既設の公共施設である町教育文化施設・児童館を中心に、住区基幹公園（近隣公園レベル）等を配置し、住民の憩いと交流の場として整備を図る。また、体育館周辺には、町の活性化の拠点となる施設（地域コミュニティセンター等）建設を検討する。

2) 商業系用途地域

① 拠点商業ゾーン

国道1号の沿道空間は、既に商業業務系施設が立地しており、今後も沿道型の商業施設や業務施設の形成を図る。

② 近隣商業ゾーン

土地区画整理事業により開発された丘陵部の住宅地は、今後相当の人口規模になることもあり、周辺地区も含め住民の利便性を確保するため、地区内において核となる商業施設を配置し近隣商業ゾーンの形成を図る。

3) 工業系用途地域

① 工業生産ゾーン

本町の主要な工業地は、中央部に位置する大規模工業地と南東部の工業地によって構成されている。この工業は本町の基幹産業となっており、今後もこれら既存工業地を維持し生産拠点としていく。

なお、現行地区計画において商業系土地利用を図ることとされている小向地区の南端部は、幹線道路の交差する空間であり、その環境を考慮し工業系土地利用を図ることとする。

(2) 市街化調整区域の土地利用

本町の市街化調整区域は、「田園エリア」と「森林エリア」に大別でき、原則として市街化を抑制し保全していく。ただし、効率的・効果的なまちづくりの面から、将来的に都市的土地利用を図る区域（工業等振興ゾーン）については、状況に応じて市街化編入や地区計画等、必要な対応を進める。

1) 田園エリア

① 農業振興ゾーン

本町の南部一帯の農用地は、農業生産の場であるとともに、美しい田園景観を構成している要素でもあることから、市街化のにじみ出しを防止しつつ生産基盤の維持を図る。

② 工業等振興ゾーン

伊勢湾岸自動車道路朝日インター周辺の区域及び国道1号沿道商業エリアと近鉄線に挟まれた空間については、交通の利便性が高く新たな産業を創出する区域として位置づけ、企業誘導を図る際には、農用地除外や農地転用を行う。

③ リバーフロントゾーン

員弁川の河川空間は、朝日町の北口玄関として人々が集まる事が出来るように、水辺環境を活かしつつ自然環境に配慮した憩いの場として、また、旧東海道町屋橋の再生等歴史文化に接する場として整備を図る。

2) 森林エリア

① 森林保全ゾーン

森林（緑地）は、自然生態系の確保、環境負荷の軽減、安全性の確保、アメニティの向上等様々な機能を有しており、本町西部の森林を保全ゾーンとしてその環境の保全を図る。

② 森林活用ゾーン

住民に身近な森林（緑地）は、人々が自然と触れ合う場としても機能することから、歴史的、文化的遺産が分布する縄生廃寺跡周辺の森林を、自然の改変を極力少なくしつつ自然に接し親しめる空間として活用する。

（3）幹線道路沿道空間の活用

幹線道路である（都）朝日中央線、（都）富田一色朝日線等の道路整備がなされ、その沿道は良好な都市的土地利用の候補地となりうる。

① （都）富田一色朝日線

（都）富田一色朝日線の沿道空間は、インターに至近であるとともに、既存住宅地や現在開発中の住宅地に連たんする空間であることから、情勢の変化に応じて将来的には住居系市街地、及びインター隣接地は工業系あるいは流通等業務系市街地として位置づけ、市街化を図っていくことが考えられる。（リザーブ用地）

② 県道朝日川越線

県道朝日川越線の沿道空間は、小学校に隣接し、地理的には町の中央部に位置するため、幼保一体化施設建設・役場庁舎の移転先として検討する。

また、近鉄伊勢朝日駅とＪＲ朝日駅にも近いため、既成市街地に接する住居系市街地とする適地であり、民間事業者等による計画的な住宅地開発を誘導することが考えられる。（リザーブ用地）

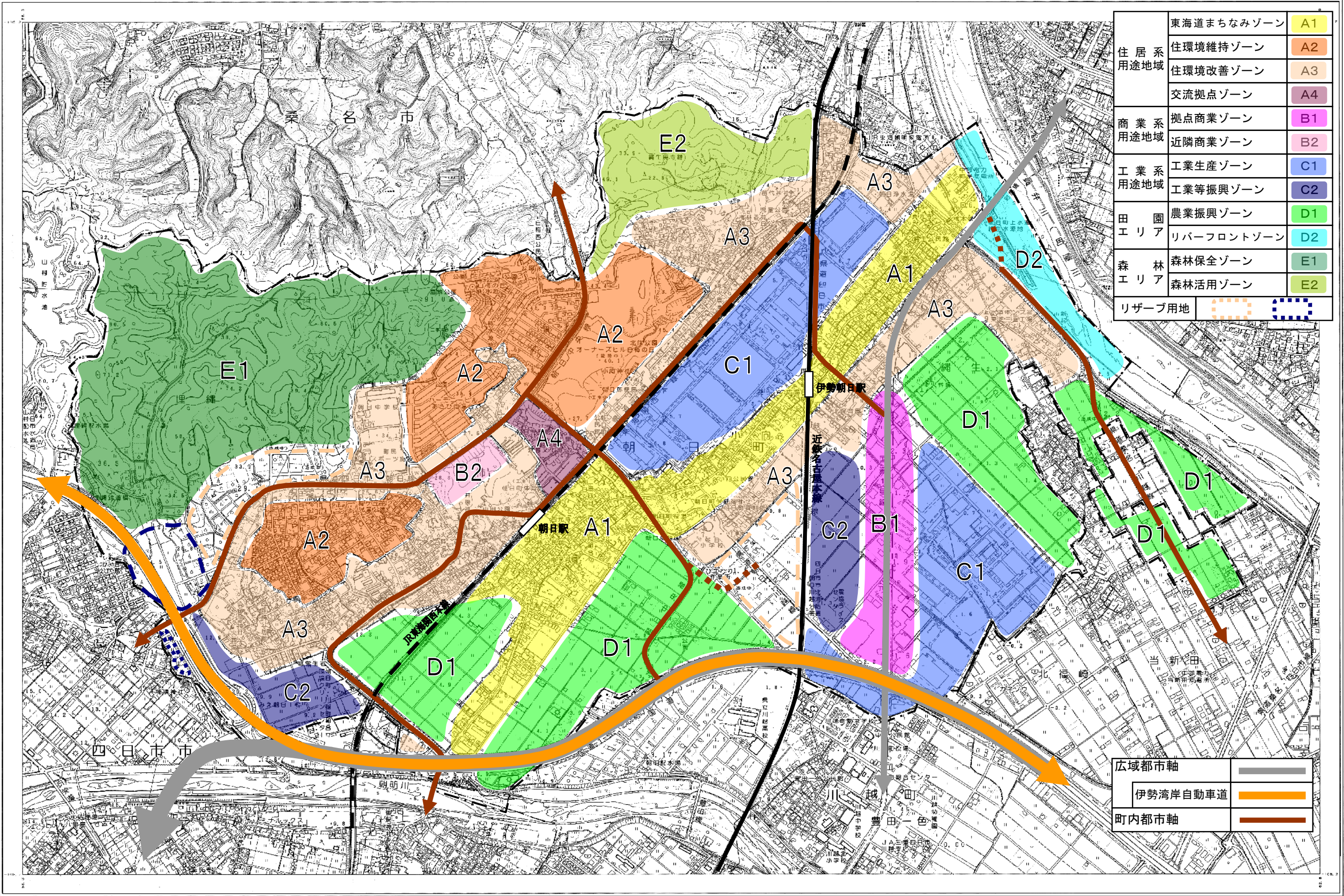
なお、県道朝日川越線は、現況幅員が５～６ｍのため、拡幅整備が望まれる。

（4）地区計画の活用

地区計画は、身近な生活空間や特定の地区において、その地区の建物の用途、形態、デザインや道路の配置などをきめ細かく定め、目的に応じた地区の形成を図る制度であり、本町においても２地区の地区計画が計画決定されている。

今後も、良好な住宅地の環境保全・形成や道路等地区施設の配置、建物利用の誘導等に幅広く活用し、良好な市街地環境の維持、形成を図るものとする

土地利用構想図



7. 都市施設の整備の方針

(1) 交通施設の整備方針

1) 道路網の整備

①広域幹線道路網の整備

国道1号及び北勢バイパスは、計画通りの幅員が確保されていないため、早期完成に向け引き続き関係機関に働きかける。また、慢性化している国道1号交通渋滞緩和のため、県道桑名川越線の早期実現に努める。

②生活道路の整備

本町の町道の道路実延長は、平成18年度末現在で49.8kmを数え、その内舗装済み道路延長は46.0kmであり舗装率92.4%である。

今後も、生活道路としての機能を充実させるため舗装率100%を目指すと共に、道路の維持管理、交差点改良や側溝改良と併せて原則的には2.5m未満の道路の改良及び建築基準法で定められている4.0m以上の道路整備を推進する。

幹線道路へのアクセス性の向上に資する道路は、生活環境の向上を目的として整備の促進並びに早期着工を検討する。

具体的には、小向地内の近鉄線と並行する町道2ノ3号線から県道朝日中央線への連絡道路設置を進め利便性の向上を図る。更に、幹線道路などの重交通道路は中央分離帯の植栽や歩道（※）の緑化を推進すると同時に、周辺には都市公害の防止・緩和機能を有する緑地を極力設ける。

2) 公共交通の整備

①鉄道の整備

本町には2つの鉄道路線を有するが、両駅共に都市拠点としての中心的な役割を担うことから、関係方面へ強く要望することによって、周辺地域の雰囲気にも調和した諸施設を一体的に整備することが望まれる。

特に、JR関西線は、踏切の改良を推進すると同時に、全線複線化に向け引き続き関係機関に働きかける。

更に、町民の生活文化圏・社会経済圏の拡大に寄与するリニア中央新幹線の早期建設を促進する。

②バス交通の整備

路線バスは現在運行されていないが、将来的に考えられる多様なニーズや高齢化社会への対応などを睨みつつ、デマンドバス等やNPO等によるコミュニティバスの導入を図ることにより利便性の確保・向上を目指す。

3) 駅周辺の整備

人口増に伴い利用者が増加している両駅共、交通広場（※）を整備することにより、本町の玄関口に相応しい美観を備えた駅前広場（※）として整備を推進する。

特に大型車の交通量が多い近鉄朝日駅周辺は、道路整備等により機能強化を図っていく。また、駐輪場の整備及び施設の維持管理体制を再検討することにより、放置自転車の減少を図る。

（２）河川及び排水路の整備方針

１）河川の整備

員弁川においては、「員弁川水系河川整備基本方針・員弁川水系河川整備計画」が策定されており、当該計画と整合を図りながら取組みを推進する。また、水質浄化や河川敷及び河川沿道の緑化などの取組みを図り、水が持つ心理的効果を都市構造の中に取り込み、親水空間を創出することにより、子どもから老人までの他世代にわたる人々の３者が戯れる水辺空間の実現を図る。

２）排水路の整備

本町における一般水路の中には、宅地造成などによって流入する流量が増大し、豪雨時には水田冠水や家屋の浸水などの被害を与えている所があり、また、工業排水や家庭生活排水による水質汚濁が見られる所もあることから、積極的に監視・啓発指導を行う一方で、農業排水路の維持管理を強化しつつ隣接市町と協議しながら下水道促進と併せて早期改善を図る。

（３）公園緑地の整備方針

１）住居系公園緑地の整備

本町の市街地内部は、都市化・宅地化の進展に伴って緑が減少しつつある。

そこで現存する緑を保全する一方で、住宅敷地内緑化や生垣の設置奨励など住宅地内の緑化を促進し、緑に囲まれた潤いのある生活空間を形成する。

２）拠点系公園緑地の整備

縄生廃寺跡周辺一帯の地域は、眺望が利く歴史公園の整備を推進することによって、自然環境共存型のレクリエーション空間を形成する。

教育文化施設が位置する交流拠点ゾーンには、旧東海道・万古焼きを意識した歴史的な近隣公園を配置する。また、隣接する柿城跡及びふれあいの里を含め「朝日町総合公園」（※）とし、学習の場・交流の場として整備を図る。

３）施設系公園緑地の整備

公共公益施設（※）においては、周辺地域と調和した敷地内緑化を積極的に推進する。

川原地区の工業等振興ゾーンの外周には、居住地との分離を図った緩衝緑地を努めて設ける。

更に既存公園やゲートボール場は、コミュニケーションの場として機能充実を図るが、その維持管理者を高齢者中心に編成することによって、高齢者の地域社会活動への参加の場を提供し得るように努める。

(4) 上下水道の整備方針

1) 上水道の整備

安定した水道の供給のため、将来の水需要に合わせた北勢広域水道整備事業からの受水を推進する。また、地震災害等に対応するため、導・送・配水管の耐震化に努める。

2) 下水道の整備

①汚水の整備

施設の適切な維持管理を図るとともに、各戸の排水設備の設置を奨励し、水洗化率の向上を図る。

②雨水の整備

幹線・枝線水路の整備を推進し、浸水区域の解消と環境整備を図る。

(5) 自然環境及び都市景観形成の方針

1) 旧東海道の町並み

旧東海道は、町民と外来者の両者いずれにとっても本町の表象を型取る主要部分であるため、自動車交通量の抑制対策を講ずることにより、電線の地中化の推進や屋外広告物の形態や色彩の制限などを検討すると同時に、街灯・ベンチ・植栽にも配慮した風土性豊かな歩行者にやさしい道路（※）として整備を行い、歴史文化の色濃いまち並みを形成する。また、旧東海道と丘陵地・森林エリアを結び町の自然や歴史文化に触れることが出来る東海道朝日回廊（仮称）の整備（※）を進める。

2) 景観緑地

員弁川周辺は、未利用地を有効活用することによって、河川敷きの緑化・河川沿道の緑化・河川緑道の整備など河畔樹林を適正配置すると共に、水質浄化を行いつつ景観整備・親水護岸整備に努め、更に防火上の遮断緑地及び避難路としての活用を図る。

また、町内には幅員の狭い小河川・排水路が縦横に存在するが、排水機能を損なわない範囲で水路上に人工地盤を設けることによって、あるいは管渠化の可能なものは埋立てをすることによって緑道などの造成を検討する。

更に幹線道路などの重交通道路は中央分離帯の植栽や歩道の緑化を推進すると同時に、周辺には都市公害の防止・緩和機能を有する緑地を極力設ける。

3) 田園の景観

主として田畑から構成される農地は、食料供給の場としてのみならず緑地景観の場としても優良であることから、農業上の法規制を強化することによって保全景観地として保全・活用する。また、担い手の減少に伴う耕作放棄防止のため、市民農園などによる農業観光施設の建設を検討する。

(6) 都市防災の方針

1) 火災・地震対策

耐火性及び耐震性に優れた建築物の建築の推進に努めると共に、老朽化する建築物の耐震診断等を積極的に推進する一方で、公園及び一団のオープンスペース及び公共施設などの避難地を確保すると同時に、災害時、円滑に避難地へと導く看板表示などを設置した避難路を確保することによって、災害に強い安全な市街地を形成する。特に、旧東海道沿いの密集市街地では、火災や震災によって被害が増大する恐れがあることから、道路改良事業等の推進により、狭隘道路の解消に努める。

2) 危険箇所対策

三重県と連携し、丘陵地の危険箇所について防災対策等を推進する。

※ユニバーサルデザインに配慮し、利用しやすくなるよう努めます。